

官報

号外

平成十年九月九日

○第百四十三回 参議院会議録第八号

平成十年九月九日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第八号

平成十年九月九日

午前十時開議

第一 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、議員永田良雄君逝去につき哀悼の件

一、地球温暖化対策の推進に関する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

議員永田良雄君は、去る八月二十二日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。同君に對しましては、議長は、既に弔詞をささげました。

(ここにその弔詞を朗読いたします。)

(総員起立)

平成十年九月九日 参議院會議録第八号 議員永田良雄君逝去につき哀悼の件

参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされさきに農林水産委員長建設委員長の重任にあたられた議員正四位勲二等永田良雄君の長逝に對しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(斎藤十朗君) 角田義一君から発言を求められております。この際、発言を許します。角田義一君。

(角田義一君登壇)

○角田義一君 本院議員永田良雄先生は、去る八月二十二日、昭和大学藤が丘病院で脳梗塞のため逝去されました。

先生は、さきの厳しい参議院議員選挙に勝ち抜かれ、引き続き政変の中で、小渕自由民主党総裁実現のため、犬馬の勞をとられました。また、厳しい国会運営に余人をもつてかえがたいと国会対策委員長に推挙され、活躍される一方、衆議院議員富山県補欠選挙では、その陣頭指揮をとられるなど、泣き言を言われたことのない先生でございましたが、心労が重なっておられたのでございましょう、不帰の人となられましたことは、まことに痛惜哀悼の念にたえません。

私は、ここに同僚議員各位の御同意を得て、議員一同を代表し、正四位勲二等故永田良雄先生のみたまに謹んで哀悼の言葉をささげたいと存じます。

先生は、昭和六年に富山県新湊市にお生まれになり、旧制射水中学、旧制富山高校を経て、東京大学法学部に入學されました。十九歳で初めて上京されたときの印象を、東京というの言葉がきれいで、きれいな女性がたくさんいると、いかに先生らしく、率直に語っておられました。学生時代は、著に熱中する一方で、司法試験に在学中に合格、並々ならぬ学才を示されました。

卒業後、建設省に入省されましたが、官界を志望された理由について、門閥とか家柄に関係なく、自分の実力で昇進していける世界だと思っていたのとある雑誌の対談でお答えになっておられました。入省後は、役人としては外回りが極めて多いんですよと語っておられたように、熊本県に三年間、日本道路公団に四年間、茨城県には、開発部長、総合開発部長、企画部長を歴任して五年間おられました。

その間、鹿島臨海工業地帯の建設では、企業誘致に、霞ヶ浦総合開発事業の推進では、霞ヶ浦の漁業に携わる方々との非常に難しい漁業補償の全面的妥結を図るなど多大な功績を上げられる一方、よく部下の面倒も見られ、ゴルフなどの趣味も豊富で、先輩、同僚から厚い信望を得ておられました。「永田スマイル」と言われただけにでも慕われる態度、相手の懐に飛び込んでの交渉ということも、天性もさることながら、このような経験から培われたものと思われまします。

その後、建設省計画局長時代においては、建設業の育成、入札制度の合理化対策等に取り組まれるなど、多くの功績を残されました。

次いで、国土庁に移られ、土地局長、官房長を経て国土事務次官に就任されました。その間、四全総の作成に携われ、高速交通体系の整備を基本に置き、特に一万四千キロの高規格幹線道路の具体的な路線配備を盛り込むことでは、泥まみれの努力をされたと同っております。

そして昭和六十一年、急遽、富山県選挙区の沖外夫議員の後継者として、国土庁を退官して立候補、二十六日間で議員に变身した男として一躍有名になりました。当時、御本人は、政治家になることは夢にも思っておられなかったようでありましたが、先生のような魅力のある人物を周囲がほうっておくわけがなく、いざ戦いとなるやあの大きな声で真情を吐露され、その雄たけびで支持者の魂を揺さぶり、最初は冗談に立候補したら離婚するとおっしゃられた奥様の内助の功もあって、圧倒的な得票を得て初勝利の栄誉を勝ち取られました。

以来、平成四年再選、本年七月に自民党逆風の中、見事三選を果たされました。この連続三期、十二年余の間に、平成三年には農林水産委員長、平成七年には建設委員長に就任され、数多くの法案の成立に御尽力されました。本会議での歯切れのよい委員長報告をなされる一方、予算委員会等においても真の政策通として、だれにでも理解できる易しい言葉で、しかも「永田節」と言われる名調子で、庶民の立場に立ち、論陣を張っておられましたことが強く印象に残っております。

また、郷土富山県のためにも誠心誠意尽力され、北陸新幹線の建設促進に尽力されるなど、さまざまな問題を親身になってお世話なさるとともに、県ヨット連盟会長、県剣道連盟会長など、富山県のスポーツ振興にも尽くされてきたところであります。政治家としてさらに大いに活躍が期待できる人物を失ったことは、先生のふるさと富山県にとつての損失ははかり知れないものがあります。

一方、建設、国土関係の豊かな経験を生かし、自由民主党の政策ブレインとしても活躍され、国土総合開発促進審議会会長として、新しい全国総合開発計画の策定に尽くされるなど、将来を見据えたスケールの大きな仕事を行ってこられました。

平成十年九月九日 参議院會議録第八号 議員永田良雄逝去につき哀悼の件 議事日程追加の件

中でも、我が国経済再生にとって重要な土地政策を推進していく上で、最も精通しておられた先生を失ったことは、単に自由民主党にとってだけでなく、日本の将来にとって大きな痛手であります。

「二期一会を座右の銘とされ、人との出会いを大切にされる先生は、平成十年度総予算を審議する予算委員会の場で、国家国民のために、参議院らしい審議方法を編み出し、予算の早期成立のために理事として尽力されました。予算審議が緊張を秘めながらも円滑に進んだのは、先生が、相手との信頼関係を大切に、素直にして緻密、あるときは自会派内を説得し、また、あるときはみずから責任において事を処するという、決断力と判断力を兼ね備えた有徳の士であつたからこそであります。その先生と私が肝胆相照らす間柄とさせていだきましては、私は心から感謝の気持ちでいっぱいであります。

対決の衆議院に対して、合意形成の参議院を目指し、真に良識の府としての本院が、この難しい日本の現状の中で、今こそその真価を発揮すべきときであります。そう思うとき、本院のみならず、日本のこれからの政治にとってかけがえのない不世出の政治家永田先生を失ったことは、返す返すも残念な思いでいっぱいであります。

御本人も、これから政治家としての志を全うできる時期であり、その御心中を思うとき、さぞ御無念であつたであらうでしょう。また、大変な家族思いであつた先生が、愛妻とお二人のまな娘、三人のかわいなお孫さんを残されてのよみ路への旅立ちには、さぞお心残りであつたろうと思ひます。御遺族のお気持ちも察するに余りあるものがあります。

演歌が得意な永田先生が興に乗り、ある歌手の「帰りたい、帰れない」と熱唱する姿を見て、心に来るものは一体何であつたのでありましょう。

思うに、万葉の歌人大伴家持が越中守として赴

任中に詠んだ、あの「立山に降り置ける雪を常夏に見れども飽かず神からならし」と、神の山にふさわしいたたえた、雪をいたたく立山連峰に連なるふると富山への思いであつたのであろうか。ここに謹んで、故永田先生のお人柄と御業績をしのび、院を代表して心からの御冥福を申し上げます、哀悼の言葉といたします。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程を追加して、地球温暖化対策の推進に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。真鍋国務大臣。

(国務大臣真鍋賢二君登壇、拍手)

○国務大臣(真鍋賢二君) 地球温暖化対策の推進に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年十二月、地球温暖化防止京都会議において、法的拘束力のある温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書が採択されました。一方、我が国の現状を見ますと、二酸化炭素排出量は、ここ数年増加基調にあり、実施可能な対策を現段階から講じていかなければなりません。

このような状況の中で、地球温暖化対策の推進を図るため、今後、この法律案を提案した次第であります。

次に、法律案の主要事項の概略を御説明申し上げます。

第一に、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれが地球温暖化防止のために取り組みを行う責務を定めることとしております。

第二に、政府は、国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項、みずからの事務及び事業に関して実行すべき措置について定める計画に関する事項等について、基本方

針を策定することとしております。

第三に、地方公共団体は、みずからの事務及び事業に関して実行すべき措置について計画を定め、その公表等を行うこととしております。

第四に、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者は、単独にまたは共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定し、その公表等に努めなければならないこととしております。

第五に、国民が行う温室効果ガスの排出の抑制等に関し、都道府県知事は、地球温暖化防止活動推進員を委嘱すること、国及び都道府県は地球温暖化防止活動推進センターを指定することができ、以上が地球温暖化対策の推進に関する法律案の趣旨でございます。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律案は、衆議院において一部修正されておりますが、その概要は次のとおりでございます。

第一に、法案の目的規定に「気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止すること」及び「すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であること」を追加するものとすること。

第二に、市町村も、都道府県と同じく、その事務及び事業に関し、実行計画を策定するものとすること。

以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。岡崎トミ子君。

(岡崎トミ子君登壇、拍手)

○岡崎トミ子君 私、民主党・新緑風会を代表

して、ただいま趣旨説明をされた地球温暖化対策推進法案について、総理、環境庁長官及び建設大臣に質問いたします。

先月末、東日本や北日本は記録的な豪雨に見舞われました。年間の平均降水量の三分の二の雨量を六日間で記録した地域もあります。この豪雨による死者、行方不明者は二十二名で、建物の全壊、流失、浸水など、およそ一万二千戸の被害がもたらされました。家を失った多くの方々が今も避難所生活を続けておられます。御家族を亡くされた方々や生活を立て直すために御苦労されている皆様は心からお見舞いを申し上げます。

こうした異常気象が最近世界じゅうで報告されており、特に中国の大洪水など、豪雨については地球温暖化との関係を指摘する専門家も多いようです。温暖化が招く異常気象がどのようなものになるのかを見せつけられている気がいたします。

一九九五年の十二月に発表されたIPCC、気候変動に関する政府間パネルの第二次評価報告書は、地球温暖化の原因とする異常気象による災害の危険性について警告しております。小沢総理は、外務大臣として昨年の京都会議にも参加されておりますが、昨今の異常気象についての現状認識をお伺いいたします。

京都会議の成果については評価が分かれますが、法的拘束力のある目標値の設定ができたことは重要な意義を持ち、その目標を確実に達成することは、温暖化防止の第一歩として重要だろうと思ひます。

法的拘束力ある目標値の設定ができたのは、世界の、そして日本のNGOの努力によるところが大きいと思ひますが、政府は内外のNGOの活躍をどう評価されているでしょうか。

また、十一月にアルゼンチンで行われるCOP4、気候変動枠組条約第四回締約国会議の際には、NGOと国民の代表である国会議員を政府の代表団に加えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。もし、政府の代表団に加えることがで

きないというのが現段階での政府の考え方であるならば、なぜそれができないのか、明確にお答えください。小淵総理にお尋ねいたします。

政府は、一九九〇年に地球温暖化防止行動計画を策定しました。この行動計画は、二〇〇〇年に二酸化炭素の排出を一九九〇年レベルで安定させることを目標としております。ところが、ことしまでに一九九〇年と比較した二酸化炭素の排出量は、一割ほど増加しています。目標の達成は事実上困難だと思いますが、なぜ目標が達成できないのか、見解をお伺いいたします。原因の分析なくして今後の有効な対策はあり得ません。

以下、地球温暖化対策推進法案についてお尋ねいたします。

衆議院の審議で野党が強く主張し、与党が受け入れて、温暖化を防ぐことができるレベルで大気中の温暖化効果物質の濃度を安定化させることが、法律の目的として明記されたことは大変評価されることです。この法案はわずか十六条でありませんが、その法案に対して、衆議院では十一項目の附帯決議がつけられました。これは、この法案に対する市民の関心がいかに高いかを示しています。市民の関心が高く、期待や熱意に比べて政府提出の原案が不満足なもので、それに対して、何とか国会がこたえようとした成果がこの十一項目という附帯決議の数になったのだと思います。

今後の温暖化防止対策の策定、推進に当たっては、情報公開に基づく市民の参加が欠かせませんが、この法案はその観点から見ても十分な点も多いようです。法案の第七条で、政府が温暖化に関する基本方針と実行計画等を作成することが定められていますが、市民参加の仕組みについては明記されていません。

政府も、基本方針を策定する段階で市民の意見を聞く必要性を認めておりますが、どういう形で意見を聞くのか、具体的にお答えください。基本方針を受けて計画を策定する際にも、やはり市民

の声を反映させる必要がありますが、その点も伺いたします。

市民参加という点から法案の第十一条と第十二条に規定されている地球温暖化防止活動推進センターも重要です。このセンターは、運営の仕方、関係者の取り組み次第では大変な効果が望まれるものと考えます。このセンターの運営に当たっては、市民やNGOがどのような形で参加することが想定されているでしょうか。

センターは、各種の情報や資料を収集し、発信する拠点になるべきものだと理解しております。自治体や市民にとって、有効で使いやすい道具としてこのセンターが育っていくためには、行政情報についても提供できる必要があります。政府機関ではない民法三十四条の法人、つまり民間団体であるこのセンターが行政情報にアクセスを確保する方法はあるのでしょうか。

次に、国の実行計画の内容について伺います。実行計画を策定する際には、先ほど伺った地球温暖化防止行動計画についての反省はどのような生かされるのでしょうか。また、この実行計画はどの程度踏み込んだものになるのでしょうか。両面コピーを使うとか、電気自動車をふやすとか、排出される温暖化効果ガスの量を抑えることも視野に入れるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

例えば、公共事業で箱物をつくるにしても、建築廃材をリサイクルした建材を使用する研究を進め実行していく等の必要があると思いますが、公共事業におけるリサイクルの研究の現状と今後の対策についてお聞かせください。建設大臣にお尋ねいたします。

附則第二条の見直し事項について伺います。この法律が施行されてから五年以内に見直すこととされています。この「五年以内」という規定を三年を目途として修正すべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、見直しの内容についても、

削減目標を数値で明記すること、今回の法案では一定規模以上の事業者の努力義務とされている事項を義務化するものを検討する必要があるとします。これらは京都議定書を批准し、その内容を実行するために欠かせない措置だからです。この点についてもお答え願います。

次に、地球温暖化問題の解決のための手段として提案されている環境税の導入について伺います。

環境税は必ずしも家計や経済に新たな負担をかけるものではありません。環境に悪影響を与える行動を抑える一方で、徴収された税を環境産業や情報産業などに集中的に投資することで、環境保護と経済の活性化の両方を実現する道具になり得るものと考えます。こうした政策の活用についてどのようにお考えでしょうか。

地球温暖化を抑えていくためにも、市民一人一人が自分の行動を見詰め直すことから社会を変えていく、そのきっかけとしての環境教育がとても重要だと思えます。自然の美しさを感じる敏感さを、地球環境に関する十分な知識、そうした知識を個々人の日常生活と結びつけて考えることが、できる想像力、行動する力を持つ個人を育てる環境教育を創造していく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

最後に申し上げたいことが二つあります。この法案でも、第十四条で関係行政機関の協力についての規定をしております。従来の縦割り行政の弊害をそのままだに有効な温暖化対策はあり得ず、他の省庁と連携をしながらの環境行政の進め方についてぜひ十分に検討をし、今後の省庁再編論議、特に環境省そのほかの設置法案づくりに生かしていただきたいと思います。

また、COP4以降の締約国会議では、ぜひ日本が積極的な指導的な役割を果たし、排出権取引や吸収源の規定が抜け穴とならないよう努力をするよう強く求めます。参議院での充実した議論の端緒となるよう、

政治家としての積極的な答弁を各大臣に期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣小淵恵三 君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三) 岡崎トミ子議員にお答え申し上げます。

まず、地球温暖化と最近の世界の異常気象の現状認識についてのお尋ねでございます。個々の異常気象や災害と温暖化との科学的因果関係は、残念ながらまだ立証されておりませんが、地球温暖化が自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれがあることに、かんがみまして、現段階から温暖化対策を進める必要があると考えております。

次に、京都議定書とNGOの関係についてのお尋ねでございます。

京都議定書の成果は、各国の政府関係者のみならず、NGOや一般市民、企業、プレス、その他多くの関係者の努力によるものと認識いたしております。まして、おのおのの努力が高く評価されるべきであると考えます。なお、私自身も京都議定書に出席いたしました際に、環境問題に熱心に取り組んでおられるこれらNGOの方々にもお会いをいたしまして、大変意を強くし、その日ごろの御努力に敬意を表させていただきましたところでございます。

COP4の代表団についてお尋ねがありました。COP4の際には、オブザーバーによる傍聴が許される会合のほかに、各国代表団のみによる意見交換を目的とした非公式な会合も開催されます。各国代表団はこれらすべての会合に出席できることとなりますが、これらの会合の性格等を十分に勘案した上で、我が国の代表団の構成につきましては、今後慎重に検討していく考えでございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣眞鍋 君登壇、拍手)

○国務大臣(眞鍋 二君) 岡崎トミ子議員にお答

えいたします。先生からの御質問は九問かと存じます。順次お答えをさせていただきますと存じます。

地球温暖化防止行動計画についてのお尋ねでございますが、この計画は、政府としての地球温暖化対策の方針、広範な施策等を明らかにしたもので、これに基づき温暖化防止に資する多くの事業が実施されることとなっております。また、国の施策が既存施策の運用の改善の範囲にとどまっていたこと、事業者等の取り組みについての方針が示されず、自発的な取り組みが進展しなかったことなどの問題があると考えております。このため、本法案により、国、地方公共団体、事業者及び国民が地球温暖化防止に向けた取り組みを進める枠組みを定め、対策の推進を図ってまいりたいと存じます。

次に、基本方針の策定に関して、情報公開、市民参加のための仕組みを法律に明記すべきであるとお尋ねでございます。

基本方針は、政府が責任をもって策定すべきものと考えております。基本方針の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聞くこととし、その際、同審議会が国民の意見を適切に聴取、反映するなど、透明性の確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、実行計画の情報公開や市民参加についての御質問ですが、実行計画は基本方針とは性格を異にし、市民に直接のかかわりの少ない政府みずからの事務及び事業から、直接排出する温室効果ガスの排出の抑制等のために講ずる措置を定めたものであります。

情報公開については、本法案の施行に当たり、実行計画の実施状況について広く国民に公表すること、透明性の高い形で政府みずからの取り組みを進めていくことといたしております。

地球温暖化防止活動推進センターへの市民やNGOの参加についてのお尋ねでございます。

に、センターは市民の地球温暖化防止活動の支援、促進することをその目的としています。市民やNGOの意見、提案を適切に反映して、市民が実際に対策等を行いやすくするようなセンターの活動にしていきたいと考えております。このため、センターの運営については、市民、NGO等の参加が得られるようにしていきたいと考えておるところでございます。

次に、センターの行政情報へのアクセスについてのお尋ねでございますが、国民による地球温暖化防止の取り組みを促進するためには、行政情報も当然必要となつてまいります。環境庁としては、センターに対し、さまざまな行政情報を積極的に提供してまいりたいと考えております。

国の実行計画の内容についてのお尋ねであります。事務や現実的な活動に関し、温室効果ガスの排出量の少ない自動車の導入比率を定めるなど、極力達成すべきレベルを数値化するともに、省エネ型の庁舎やOA機器の導入から夏の軽装の実施に至るまで、具体的な取り組みの計画が盛り込まれておると考えています。また、これらの取り組みに関し、実施状況やその結果としての排出量の推移等を公表してまいりたいと思っております。

次に、検討事項についてのお尋ねでございます。排出量の推移や排出量取引などについての国際的な協議の進展を踏まえ、適時適切に対応していきたいと考えています。

環境税についてのお尋ねでございます。環境基本法及び環境基本計画では、今日の環境問題を解決していくための一つの手法として、環境税を初めとする経済的措置について明記されています。地球温暖化問題に対応する炭素税等の環境税の導入の是非につきましては、昨年、中央環境審議会において議論がなされ、引き続き検討が必要とされているところであります。

今後は、これまでの議論を踏まえながら、さまざまな立場から御意見等をいただき、国民的な議論のもとでさらに環境税について検討を深めてまいりたいと思っております。

最後に、環境教育の推進についての御質問でございますが、今日の環境問題は国民一人一人の生活と深くかかわっており、環境教育の推進によってライフスタイルを環境に優しいものとしていくことが極めて重要であります。環境基本法などにおいても環境教育の重要性が述べられており、環境庁では従来から環境教育に力を注いできたところでございます。

また、政府において本年六月十九日に策定した地球温暖化対策推進大綱でも、ライフスタイルの見直しのために環境教育の充実を図る必要があるとされています。今後、これらの施策の充実強化に取り組んでまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣関谷勝爾君登壇、拍手)

○国務大臣(関谷勝爾君) 先生は積極的な答弁をしようというところでございます。前向きな真剣な答弁をさせていただきます。

まず、建設廃棄物は、全産業廃棄物の中の割合は二割でございますが、それが最終処分割合はどうかという点と、四割に上がつてまいります。というところは、最終処分までリサイクルされないものがあるということでございます。建設物は、どうしてもそういうものが多い。

それで、リサイクル率を高めようという努力をしておるわけでございますが、数値的に見ますと、アスファルトとかあるいはコンクリートにつきましまして、平成十二年度の目標が九〇%ということになっておりますから、大部分がリサイクルはできるわけでございます。

ところが、建設混合廃棄物、建物がございまして、例えばガラスであるとかコンクリートであるとか床であるとか、その木材を分けて解体すればいいのかもしれませんが、それはどうしても費用がかかるというところでございまして、混合解

体、頭から壊してしまうわけでございます。

そういうようなことがございまして、混合廃棄物におきまして、平成七年度の実績値が三二%でございましたが、平成七年度の実績値は一%に下がっております。こういうようなことは、リサイクルあるいは環境保全に逆行しておるわけでございますから、改めて公共事業においては、この部分は法律的に縛っていかねばならぬ解決はできないと私は思っております。

ですから、先生もそういうようなところをお考えであらうと思うのでございますが、やはり公共事業を中心としたリサイクルの法案というものを私は考えていきたいと思っております。ただ、現時点では民間の工事におきまして、そこまで法律で縛ることが可能であるかどうかということについては、これはまた鋭意今後検討をしてまいりたいと思っております。

ただ、建設廃棄物全体のリサイクル率は、平成二年に比べますと、平成二年が四二%でございましたが、平成七年が五八%となつてきておりますから、やはり先生の御指摘等々によつてこのように前向きに進んでおります。

今後とも努力をいたしますので、よろしくお願いたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 加藤修一君。

(加藤修一君登壇、拍手)

○加藤修一君 私は、公明を代表して、小淵総理並びに関係大臣に質問いたします。

我々をめぐむ地球は、四千六百万年ぶりの生物種の大増殖、毎年記録を更新中のオゾンホールの大拡大、汚染物質が深海に至るまで拡散していること、さらに環境ホルモンなど有害化学物質の脅威など、それぞれが複雑に絡み合つて地球的問題群の模相を顕著に示し始めております。

青き地球、その実態は、苦悩が刻み込まれた惑星でもあります。地球環境の再生の仕組みを取り入れた人類の新しいステージへの動きが見られ

始めてもおります。すなわち、自然環境との共生に基づく人類、地球を基調とする新世紀、言いかえれば、物質至上の世紀から生命を軸にした世紀への兆候でありましょう。そのために、人類の英知を結集したラストチャンス、の総力戦が求められているところでもあります。

この意味でも、京都会議の開催は人類の新ステージに向けて重要なシグナルを発する絶好の機会でありました。

しかし、合意した削減目標値は、IPCCが警告しているレベルと比較するならばささやかな一歩にすぎません。この一歩にとどまってしまうことは、人類の将来にとって大変厳しい瀬戸際のシグナルとなってしまうと言えましょう。その一歩の中心でさえ、我が国の責任を果たす上で、本法律案によって実効性を十分発揮できるか大変心配されるところであります。

ところで、我が国の温室効果ガスの排出量は、種々の広範な対策を考えたにもかかわらず、一九九五年は九〇年比で八・六％とさらに増加しました。一刻も早く温室効果ガスが増加から削減へと大転換する対策をとらなければ、削減目標年が迫るに従ってドラスチックな削減行動をせざるを得なくなります。これまでの政府の取り組みがいかに実効性を欠いていたか、真剣味に欠けていたかを認識すべきであります。小淵総理に強く反省を求めるものであります。いかなる御見解をお持ちでしょうか。

我が国の温暖化防止については、長期的な視点からの理念というものが見えてきません。京都会議の開催直前に至っても国民的議論が反映されず、霞が関の一角で環境庁と通産省などが密室協議して、やっと二・五％の削減目標が目の目を見るや否や、京都会議の国際交渉の場で翻弄されて六％削減となり、日本政府の当初のめくろみが破綻してしまったわけでもあります。

しかしながら、その後、六％という数字に幅じりを合わせるかのように、森林による二酸化炭素

削減という、国際的にもいまだ結論の出ていない森林吸収源方式で三・七％の削減を見込むシナリオをつくり上げておられますが、権威あるIGBPの最近の報告書は、陸上の吸収源は来世紀中に排出源に変わると予測しているわけでありまして、しかしながら、国内対策の努力目標は変えずに、さきのとおりであります。このような対応で果たして六％削減ができるのでありましようか。小淵総理の御見解をお伺いいたします。

また、追加されたHFC、PFC、SF6の三種のガスの排出量が二％増加を見込まれていますが、PFCは分解するのに数万年もかかるというところでもない寿命を持っております。現在、このガスで直接的被害を受けていないように思えても、かつての特定フロンのように将来取り返しのつかないことになる可能性があります。これらのガスの排出を禁止すべきと思いますが、小淵総理、いかがでありましようか。

さて、環境とエネルギーとの関係は言うまでもなく緊密であります。そこで次に、政府策定の長期エネルギー需給見通しについてお伺いいたします。

政府は見通しと申しておりますが、これは単なる予測ではなく、日本のエネルギー政策の骨格になるものであります。このような重要な内容を国会を経ないで決めることは、まさに国会軽視ではありませんか。両院の審議にかけ、承認を得るべき重要案件であります。小淵総理の御見解をお伺いいたします。

低い目標値にとどまっております。これは社会経済構造の改革姿勢が欠如した内容でもあります。以上の指摘について、与謝野通産大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、本法律案の第十四条において、環境庁長官が他省庁の長に対して温暖化対策の推進について協力を求めることになっておりますが、しかしこれだけでは不十分であります。政策の立案、実施を含めて、温暖化対策の観点から政策アセスメントを行うべきではないでしょうか。真鍋環境庁長官の御見解をお伺いいたします。

次に、事業者の削減計画と実施状況の公表が努力目標になっておりますが、産業部門のエネルギー消費量は日本全体の五割程度を占め、その温暖化対策が極めて重要であります。そこで、削減計画と実施状況の公表については、当初環境庁が考へていたとおり義務にすべきであります。また、計画内容や実施状況が十分でない場合は、国が勧告・命令を行うことが必要ではないでしょうか。真鍋環境庁長官のお考えをお伺いいたします。

ところで、我が国は地球温暖化防止行動計画を策定しておりますが、平成九年度の予算執行額を見ますと、全体で十一兆七千億円にもなります。そのうち、実に七二％に当たる八兆四千億円が道路関連整備費になっております。温暖化防止と道路整備、奇妙な予算措置であります。これだけの費用にもかかわらず、CO₂排出量が効果的に削減できたというふうな話は聞いておりません。一体、対策費がどのように使われているか。そもそも、費用対効果などを明示した対策は、全体二百三十三件の中でたったの八件であります。実効性を上げる重要な手続は、費用対効果を明確にすることであると考へますが、小淵総理の御答弁を求めます。

次に、地球温暖化対策推進大綱についてお伺いいたします。

この大綱はどのように決定されたのでしょうか。か。そのプロセスが不透明であり、既存の省庁の対策メニューが縦割りに単に並べてあるだけで、六％削減を必死に達成しようという積極的な意欲が見えてきません。

政府は、広く市民、NGOの意見を聞き、国民的議論の中で大綱の再検討を行い、国会審議、承認を経て、総合的かつ実効性のある温暖化対策推進大綱をつくるべきであります。小淵総理の御見解をお伺いいたします。

また、地球温暖化防止行動計画と地球温暖化対策推進大綱、そして本法律案の相互関係はいかなる位置づけになるのでしょうか。小淵総理の御見解をお伺いいたします。

次に、地球温暖化対策の推進を効果あらしめるためには、政府の率先実行計画が重要であります。省庁の率先実行計画の取り組みは目標の何％まで実行されているのでしょうか。また、今後の取り組みについて小淵総理の決意をお伺いいたします。

ところで、京都会議において先進国が五％削減に合意しましたが、しかし、その後の削減強化がうまくいったかどうか、それはこれからの行動次第であります。日本は、議長国としてリーダーシップを発揮して、京都議定書の内容を早期に確定して、一刻も早く世界に先駆けて京都議定書の批准をすべきであります。いつまでに批准するお考えでありましようか。小淵総理の御決意をお伺いいたします。

また、早急な対応が求められている環境問題は、ダイオキシン汚染問題についても同様であります。ダイオキシン濃度の基準は排出ガスのみであり、飛灰、焼却灰は濃度が高いにもかかわらずダイオキシンを特定した規制がなく、さらに土壌、水質などは基準なしの状態であります。早急にこれらの基準を設けて総量規制を図るべきであります。真鍋環境庁長官はいかがでありましようか。

最後に、二十一世紀には環境がキーワードにな

この見通しを策定した総合エネルギー調査会は、総合エネルギー調査会設置法に基づきましてエネルギーに関する重要事項を調査、審議することとされておりまして、国会での御議論その他国民各層の御意見を踏まえて、本見直しを作成いたしてまいりたいと考えています。

施策の費用対効果に関するお尋ねでございますが、実効ある地球温暖化対策を推進していくためには、対策推進の効果についてできる限り客観的に評価することが重要であり、具体的な評価手法について検討していくとともに、地球温暖化対策の推進状況について定期的にフォローアップを行ってまいりたいと考えております。

〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕

○国務大臣(小淵恵三君) 加藤修一議員にお答え申し上げます。

まず、温室効果ガスの排出の実態と地球温暖化防止の取り組みについて御指摘がございました。我が国の温室効果ガスの排出量は、各種の排出抑制の努力にもかかわらず、近年増加基調にございます。このため、京都議定書を踏まえ、本法案に基づく取り組み、地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた各種の地球温暖化対策を強力に推進してまいりたいと存じます。

六%削減について、専門的かつ貴重なお尋ねでございますが、本問題につきましては、吸収源の取り扱い等のルールに関する国際交渉の進展を踏まえつつ、国内対策及び国際的協調のもとでの取り組みの推進を通じて、六%削減の達成のため万全を期してまいりたいと思っております。HFCなど三種類のガスを排出禁止すべきとの御指摘がございました。

これらのガスの代替物質が開発されていないという現状を踏まえまして、政府といたしましては、地球温暖化対策推進大綱に基づき、第一に、産業界におけるこれらのガスの計画的な使用効率化、回収、再利用、破壊等の取り組みの促進、第二に、新規代替物質の開発等の二本を柱に排出の抑制を進めてまいりの方針でございます。長期エネルギー需給見通しに国会承認が必要との御指摘がございました。

この見直しを策定した総合エネルギー調査会は、総合エネルギー調査会設置法に基づきましてエネルギーに関する重要事項を調査、審議することとされておりまして、国会での御議論その他国民各層の御意見を踏まえて、本見直しを作成いたしてまいりたいと考えています。

施策の費用対効果に関するお尋ねでございますが、実効ある地球温暖化対策を推進していくためには、対策推進の効果についてできる限り客観的に評価することが重要であり、具体的な評価手法について検討していくとともに、地球温暖化対策の推進状況について定期的にフォローアップを行ってまいりたいと考えております。

大綱は、内閣の地球温暖化対策推進本部におきまして、国会の御議論も踏まえ、温室効果ガス六%削減目標の達成に向けた方針、あらゆる政策手段を動員した具体的かつ実効ある対策を政府として策定したものでございます。

今後とも、国会での御議論や国民的議論等を通じて、地球温暖化対策を強力に推進してまいりたいと思っております。

本法案と地球温暖化防止行動計画、地球温暖化対策推進大綱との相互関係につきましてお尋ねがございました。

本法案は、国、地方公共団体、事業者、国民の各主体の温暖化対策への取り組みの枠組みを定めるものでございまして、こうした取り組みによりまして、地球温暖化防止行動計画や地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた各般の施策が有機的に組み合わされ、着実に推進されるものと考えております。

率先実行計画につきましてはお尋ねがございました。この計画につきましては、平成七年六月の閣議決定以来、各省庁の連携のもと鋭意推進しておりまして、全体としてはほぼ着実に前進しております。

す。例えば、用紙類の使用量等につきましては既に目標を達成いたしておりますところでございますが、なお低公害車の導入等につきましては特段の努力が必要となっており、努力してまいりたいと思っております。

今後とも、計画目標の確実な達成に向けまして、政府一体となって積極的に取り組みを推進してまいります。

次に、京都議定書の批准についてのお尋ねがございましたが、本議定書は、将来における地球温暖化の防止のために極めて有意義であると考えております。現時点では、締結の具体的時期を申し上げることは困難でございますが、加藤議員御指摘のとおり、我が国は京都会議の議長国であり、政府一体となりまして、議定書上細則を詰めることとされておる事項や各種国内実施措置を十分検討の上、また、主要先進国の検討状況等を踏まえつつ、可能な限り早期に締結できるよう努めてまいりたいと思っております。

最後に、環境外交についてお尋ねがございました。

我が国は、人類の安全保障と将来の世代に対する責任との観点から、気候変動を初めとする地球環境問題への取り組みを、従来より我が国の国際貢献の最重要分野の一つと位置づけてきております。

今後とも、引き続き二国間や国連等の多国間の枠組みを通じて、積極的に環境外交の推進に取り組みでまいりたいと思っております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣眞鍋賢二君登壇、拍手〕

○国務大臣(眞鍋賢二君) 加藤修一先生にお答え申し上げますが、先生にはかねてより、環境問題に大変御熱心に、高い御見識をちょうだいいたしておるところであります。

先ほど来、温暖化対策の観点から政策アセスメントについてお尋ねがございましたが、温暖化対

策を推進していく上では、温室効果ガスの排出の抑制に資する各種の施策を適切に実施していくことが効果的です。このため、本法律案では、環境庁長官が関係行政機関に必要な協力を求めることとしたところであります。

なお、政策や計画に対するアセスメントについては、その方法等について課題が多く残されており、国際的動向や我が国での現状を踏まえて具体的な検討を進めてまいりが必要でございます。そのために、環境庁では諸外国の状況について調査を行っておるところであります。

次に、事業者への取り組みの義務づけについてのお尋ねでございますが、事業者の温室効果ガスの排出抑制等のための対策は緒に付いたばかりでございます。現段階ではこれを義務づけることは困難であるため、本法案においては努力義務としたところであります。本法の施行に当たっては、事業者の自主的な取り組みを促していくため、政府としても技術的情報の提供等の支援を図ってまいります。

次に、ダイオキシンの汚染された飛灰、焼却灰、土壌、水質について基準を設定し、規制を図るべきとお尋ねがございました。

この点につきましては、本年度から全国的な調査を実施し、その結果を踏まえ、順次必要な対策の検討を進めることとしております。このうち、土壌中のダイオキシンにつきましては、専門家の御意見を聞きながら、対策の推進に必要な指針の設定を含めて検討を進めておるところであります。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣与謝野馨君登壇、拍手〕

○国務大臣(与謝野馨君) CO₂削減目標と社会経済構造の改革姿勢についての御指摘ですが、長期エネルギー需給見通し、これにおいては、CO₂の目標と二%程度の経済成長とを両立すべく、省エネルギー対策の推進、原子力、新エネルギーを初めとする非化石エネルギーの導入等、経

済社会全般にわたる対策を最大限に講ずることとされており、これによりまして二〇一〇年度のCO₂の一九九〇年度比安定化を図る所存でございます。(拍手)

○議長(高橋十朗君) 岩佐恵美君。

〔岩佐恵美君登壇、拍手〕

○岩佐恵美君 私は、日本共産党を代表して、地球温暖化対策の推進に関する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

気候変動に関する政府間パネル、IPCCは、産業革命以降人為的影響による地球温暖化が既に起こりつつあることを認めました。そして大気中の炭酸ガス濃度が二倍になると、森林破壊による大量の炭酸ガスの発生、熱帯、亜熱帯などの飢饉の増大、高潮被害の増大、広大な土地の水没、マラリアやコレラの増加など、地球に深刻な影響を及ぼすと警告しています。日本でも、水害や渇水の危険の増加、稲作や果樹栽培への影響、高潮災害の増大、高齢者の死亡の増加など、大変な事態が予測されています。

IPCCは、地球温暖化の進行をとめるためには、炭酸ガス等の排出量を一九九〇年レベルから直ちに五〇ないし七〇％削減する必要があると強調しています。地球温暖化問題は、まさに人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題であり、待ったなしの課題です。政府にはこのような認識があるのでしょうか。政府の温暖化防止対策は、いずれも実効性の薄い、形ばかりのもので、一体、政府は温室効果ガスの削減を本気で推進しようとしているのですか。まず、この点について政府の基本姿勢を伺います。

第二に、日本の国際的に果たす役割についてです。

世界の炭酸ガスの六割を先進工業国が占めています。一方、炭酸ガス排出はわずかなのに陸地が大幅に水没してしまっている小さな島国の人々は、このまま地球の温暖化が進めば、愛する島は生き

残れないと悲痛な声を上げています。日本の炭酸ガス排出量は、南アメリカ、アフリカ諸国全体よりずっと多く、世界で四番目の大量排出国です。だからこそ、日本は、温暖化対策を確実に遂行しなければならぬ国際的責任があります。

我が国は、九〇年に地球温暖化防止行動計画を閣議決定しました。ところが、炭酸ガスの排出量は減るどころか、九六年には九〇年よりも九％以上もふえているではありませんか。これでは、日本は、温暖化問題に真剣に取り組んでいないと言われても仕方ありません。国立環境研究所は、日本では八％の削減が可能だと試算しています。京都で決められた日本の六％削減は、国際的責任からも、また、気候変動枠組条約第三回締約国会議、いわゆるCOP3の議長国という立場からも全く不十分です。日本の国際的な責任に照らして、排出削減目標をさらに引き上げるべきではありませんか。答弁を求めます。

第三に、六％削減目標でさえ、排出権取引などに頼っているということですが。

政府の地球温暖化対策は、炭酸ガス排出量で二・五％の削減、森林等の吸収で〇・三％の削減、代替フロン等は逆に二％の増加となっており、結局、国内の排出量の削減目標は差し引きわずか〇・八％にしかすぎません。不足分は、森林吸収分の上乗せや、他国からの排出権の買い取りなどで賄おうというものです。もともと低過ぎる六％目標さえも、数字上のつじつま合わせで達成しようというものではありませんか。

これは、とりもなおさず、自国の排出量を削減する努力を放棄して、排出量の少ない国を当てにして達成を図ろうとするものです。これでは、炭酸ガスを多く出している国が温暖化防止対策に真剣に取り組まなくてもよいということになるではありませんか。

政府は、このような抜け穴に頼るのではなく、自力で真剣に温室効果ガスの排出削減に努めるべきです。同時に、十一月にアルゼンチンで開かれ

るCOP4などで、各国にもそのような方向を働きかけるべきではありませんか。明確な答弁を求めます。

第四に、本法案で国内での炭酸ガスの排出を本

当に削減できるかという問題です。日本の温室効果ガスの排出は、産業部門と運輸部門だけで八割以上に上ります。ところが、本法案には、排出源の産業界に対する直接的な規制、排出抑制計画の作成、公表の義務は盛り込まれていませんでした。環境庁の三月段階の原案では、事業者が炭酸ガスなどの排出量と抑制計画を知事に報告することを義務づけ、それを公表する、抑制計画が不的確な場合には知事が勧告するなど、事業者への義務規定がありました。それが抜けてしまったのは、通産省の省エネルギー法と二重規制になるからだと言われています。

しかし、省エネルギー法は炭酸ガスを減らす温暖化対策そのものではありません。温暖化は、放置すれば地球環境の破壊及び生命の危機にかかわる重大問題です。温暖化の原因をつくっている事業者への規制を強化してこそ、本当に実効ある温暖化対策になるではありませんか。事業者への義務規定をきちんと明記しないで一体目標を達成できるのですか。はっきりお答えください。

第五に、実効ある地球温暖化対策を進めるために、公共事業やエネルギー政策などを抜本的に転換することです。

政府は、ダムや大規模林道、河口堰など、むだな公共事業を改めようとしていません。しかも、政府の地球温暖化防止行動計画に関する予算は、一兆七千億円のうち道路整備費用が八兆四千億円というんでもないものです。自動車の走行量をふやしてどうして温暖化対策と言えるのですか。かえって炭酸ガスの排出量が増えるばかりではありませんか。

さらに、原子力発電は、安全性や使用済み核燃料の処理問題等があり、デンマークやオーストリアは原発を持たず、ドイツは削減しています。温

暖化対策と称し原発を大量に増設することは、世界の流れに逆行しています。ヨーロッパのように、太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーに切りかえていくこそ大切なではありませんか。お答えください。

第六に、環境NGOを初めとする国民参加の問題です。

温暖化対策をきちんと実行するためには、国民の参加と情報の公開が欠かせません。温暖化対策の基本方針の作成を初め、地球温暖化防止活動推進員や、都道府県推進センターへの環境NGOや広範な国民の参加を保障すべきだと考えますが、いかがですか。

最後に、温暖化防止対策に抵抗している業界からの企業献金の問題です。

鉄鋼、石油、自動車、セメント、化学などの自民党への政治献金は、九四年からCOP2の九六年にかけて、二億四千六百万円から四億六千三百万円と倍近くにふえています。京都議定書の約束をきちんと果たしていくためには、産業界からの圧力に屈しない体制をつくることが不可欠です。そのためには、企業からの政治献金は直ちに禁止すべきではありませんか。見解を求めます。

地球温暖化への対応は、中央環境審議会でも指摘しているように、対応がおくれればおくれるほど短期間で大幅な達成をしなければならなくなり、より厳しい対策を講じざるを得なくなり、後世に重荷を負わせるためにも、直ちに真剣に取り組むべきです。日本共産党は、衆議院で事業者規制を明確にした修正案を提出しましたが、本院でもよりよいものにしていくために努力することを表明して、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕

○国務大臣(小淵恵三君) 岩佐恵美議員にお答え申し上げます。まず、地球温暖化問題に対する基本姿勢についてお尋ねでしたが、御指摘のとおり、地

平成十年九月九日 参議院會議録第八号

地球温暖化対策の推進に関する法律案(趣旨説明) 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対

八

球温暖化問題は人類の生存基盤にかかわる重要な問題であり、その究極的な解決に向け英知を結集しなければならぬと認識をいたしておりまして、政府一体となつて総合的に対策を推進してまいりたいと考えております。

温暖化防止対策の推進についての御質問でありましたが、京都議定書を踏まえ、本法案に基づく取り組み、地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた各種の地球温暖化対策を強力に推進してまいりたいと思ひます。

削減目標の達成の方法についてお尋ねがございましたが、京都議定書では、排出量取引などは削減目標の達成に向けた国内的な行動を補足するものとされていることを踏まえ、我が国としても、あらゆる政策手段を動員して削減目標の達成を図ってまいりたいと考えております。我が国としては、このような考え方に基づき国際交渉に臨んでおるところでございます。

道路整備に伴う二酸化炭素の排出量についてお尋ねでありましたが、交通の分野におきまして、低燃費車の開発普及、物流の合理化、公共交通機関の利用促進、渋滞の緩和等によりまして、二酸化炭素の排出量を抑制することといたしてまいりたいと考えております。

新エネルギーに切りかえていくべきではないかとお尋ねでありました。

原子力発電及び太陽光、風力発電等の新エネルギーはともに非化石エネルギーでありまして、その導入に最大限努めていくことが地球温暖化対策上も不可欠であると考えております。

なお、新エネルギーにつきましては、当面、経済性、量的な制約、出力の安定性等の課題があるものの、二〇一〇年に向け、現状の三倍程度の導入を図るべく最大限の努力をすることといたしてあります。

京都議定書の約束と企業献金の禁止についてお尋ねがありました。

すし、これによって政治や行政の公正さが損なわれてはならないのは当然であります。

企業、労働組合等の団体献金につきましては、平成六年の政治資金規正法の改正法附則によりまして、施行後五年を経過した場合に、団体献金のうち資金管理団体に対するものについては禁止する措置を講ずるとともに、政党及び政治資金団体に對するものにつきましては、政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案してそのあり方の見直しを行うとされておるところでございます。

この問題につきましては、各党各会派で十分御議論いただきたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣眞鍋章二君登壇、拍手)

○国務大臣(眞鍋章二君) 岩佐恵美議員にお答え申し上げます。

地球温暖化問題についての認識及び基本姿勢でございますが、先ほど来、小淵総理の方から御答弁をいただきましたけれども、環境庁としての姿勢を、重複するかも知れませんが、お答えさせていただきますたいと存じます。

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に深刻な影響を及ぼすおそれのある重大な問題であり、これに對し、実効ある政策を実施していくことは現下の最重要課題の一つと認識をしております。

議長国である我が国の基本姿勢は、昨年十二月に採択された京都議定書を踏まえ、地球温暖化対策を率先して推進していくこととあります。

このため、本法案により、議定書の締結やその履行確保に備えた今後の対策の土台を築くとともに、直ちに着手すべき各般の対策を強力かつ着実に推進してまいります。

お尋ねの削減目標を引き上げるべきではないかという点でございますが、京都議定書の準備段階では幾つかの試算が出されましたが、京都議定書における厳しい交渉の末、政府としてぎりぎり達成可

能な数値として六％削減に合意したところでございます。これを實現するため、環境庁としては、まず本法案の枠組みのもと、地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた対策を初め、各般の対策を強力かつ着実に推進していくことといたしてあります。

削減目標の達成の方法についてのお尋ねでございますが、京都議定書においては、排出量取引等は国内対策を補足するものとされており、我が国としてもこのような考え方を基本として対策の推進を図るべきと考えています。

本法案は、今日の段階から取り組むべき対策を講ずることにより、京都議定書の締結やその履行確保に備えた今後の対策の土台を築こうとするものであります。この枠組みの中で国内対策の強力な推進を図っていく所存であります。また、専ら温暖化防止を目的とした法律を我が国が制定することにより、各国の取り組みを促進するものと考えております。

事業者の炭酸ガスの排出削減についてのお尋ねでございますが、事業者の温室効果ガスの排出抑制のための対策は、まさに締結したばかりであります。現段階でこれを義務づけることは困難であるため、本法案においては努力義務としたところであります。

なお、本法の施行に当たっては、事業者の自主的な取り組みを促していくため、政府としても技術的情報の提供等の支援を図ることといたしてあります。

最後に、基本方針の作成等に当たつての国民の参加の確保についてのお尋ねでございますが、基本方針の策定に当たっては、中央環境審議会の御意見をいただくこととし、その際、同審議会が国民の意見を広く聞くことを考えています。

また、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止活動推進センターは、国民の地球温暖化防止活動を支援、促進することをその目的としており、その運営等にNGOや国民が適切に参加して

いただくよう努めてまいりたいと思つております。

以上でございます。(拍手)

○議長(眞鍋十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(眞鍋十朗君) 日程第一 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求める件(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交・防衛委員長河本英典君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔河本英典君登壇、拍手〕

○河本英典君 ただいま議題となりました砂漠化に対処するための国連条約につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条約は、一九九二年六月に開催された地球サミットの要請に基づき、一九九四年六月にパリで作成されたものでありまして、深刻な干ばつまたは砂漠化に直面する国、特にアフリカの国が砂漠化に対処するために国家行動計画を作成し実施すること、そのような取り組みを先進締約国、国際機関等が支援すること等について規定したものであります。

委員会におきましては、地球規模の砂漠化問題に本条約が果たす役割、砂漠化関連援助におけるNGOとの連携、地球環境基金の成果と我が国の協力、砂漠化問題と食糧生産等の問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願ひます。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致を

もって承認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

(投票終了)

投票総数 二百二十一
賛成 二百二十一
反対 〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員
鶴保 廣介君 魚住 裕一郎君
山崎 力君 入澤 肇君
渡辺 孝男君 福本 潤一君
菅川 健二君 岩瀬 良三君
高橋 令則君 阿曾 清君
沢 たまき君 大森 礼子君
斎藤 滋宣君 渡辺 秀央君
月原 茂昭君 加藤 修一君

高野 博師君 松 あきら君
益田 洋介君 長谷川 道郎君
橋本 聖子君 戸田 邦司君
平野 貞夫君 海野 義孝君
但馬 久美君 山下 栄一君
荒木 清寛君 中原 爽君
常田 享許君 泉 信也君
田村 秀昭君 日笠 勝之君
風間 昶君 木庭 健太郎君
森本 晃司君 須藤 良太郎君
田中 直紀君 星野 明市君
扇 千景君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 白浜 一良君
浜田 卓二郎君 鎌田 要人君
鹿熊 安正君 尾辻 秀久君
水野 誠一君 北岡 秀二君
中島 眞人君 龜谷 博昭君
奥村 展三君 堂本 晴子君
中川 義雄君 仲道 俊哉君
日出 英輔君 森下 博之君
佐々木 知子君 佐藤 昭郎君
久野 恒一君 岸 宏二君
木村 仁君 鈴木 政二君
畑 恵君 馳 浩君
林 芳正君 平田 耕一君
山本 一太君 長峯 基君
岩井 國臣君 上野 公成君
田村 公平君 田浦 直君
国井 正幸君 末広 まきこ君
依田 智治君 澤手 顯正君
西田 吉宏君 狩野 安君
若林 正俊君 河本 英典君
野間 越君 成瀬 守重君
石川 弘君 石渡 清元君
岡野 裕君 上杉 光弘君
有馬 朗人君 竹山 裕君
真鍋 賢二君 井上 吉夫君
野沢 太三君 吉川 芳男君

坂野 重信君 中曾根 弘文君
青木 幹雄君 小山 孝雄君
阿部 正俊君 谷川 秀善君
高橋 紀世子君 森田 次夫君
森山 裕君 山内 俊夫君
山下 善彦君 脇 雅史君
三浦 一水君 龜井 郁夫君
加納 時男君 岩城 光英君
阿南 一成君 田名部 匡省君
金田 勝年君 松村 龍二君
鈴木 正孝君 塩崎 恭久君
大野 つや子君 水島 裕君
岩永 浩美君 市川 一朗君
大島 慶久君 岡 利定君
太田 豊秋君 加藤 紀文君
釜本 邦彦君 景山 俊太郎君
海老原 義彦君 吉村 剛太郎君
片山 虎之助君 鴻池 祥肇君
松谷 蒼一郎君 清水 嘉子君
南野 知恵子君 矢野 哲朗君
山崎 正昭君 井上 裕君
村上 正邦君 倉田 寛之君
陣内 孝雄君 久世 公義君
木俣 佳丈君 浅尾 慶一郎君
内藤 正光君 福山 哲郎君
中村 敦夫君 岩本 莊太郎君
櫻井 充君 郡司 彰君
小宮 山洋子君 椎名 素夫君
松岡 清男君 藤井 俊男君
高嶋 良光君 本田 良一君
齋藤 勲君 朝日 俊弘君
和田 洋子君 前川 忠夫君
伊藤 基隆君 小山 峰男君
小林 元君 石田 美栄君
堀 直樹君 江本 孟紀君
堀 利和君 今井 澄君
長谷川 清君 川橋 幸子君

佐藤 泰介君 興石 東君
寺崎 昭久君 今泉 昭君
薬科 満治君 岡崎 トミ子君
笹野 貞子君 松田 岩夫君
山下 八洲夫君 江田 五月君
千葉 豊子君 北澤 俊美君
角田 義一君 足立 良平君
本岡 昭次君 久保 亘君
吉田 之久君 谷林 正昭君
西川 きよし君 小池 晃君
宮本 岳志君 福島 瑞穂君
小川 敏夫君 畑野 君枝君
小泉 親司君 照屋 寛徳君
小川 勝也君 石井 一二君
八田 ひろ子君 富樫 練三君
日下部 徳代子君 円 より子君
佐藤 道夫君 大沢 辰美君
井上 美代君 阿部 幸代君
須藤 美也子君 清水 澄子君
三重野 栄子君 柳田 稔君
篠瀬 進君 岩佐 恵美君
林 紀子君 西山 登紀子君
緒方 靖夫君 大淵 綱子君
竹村 泰子君 池田 幹幸君
笠井 亮君 吉川 春子君
山下 芳生君 洲上 貞雄君
山本 正和君 広中和 敬子君
吉岡 吉典君 市田 忠義君
筆坂 秀世君 橋本 敦君
立木 洋君 田 英夫君
村沢 牧君 梶原 敬義君

内閣総理大臣 小淵 恵三君
外務大臣 高村 正彦君
通商産業大臣 与謝野 馨君
建設大臣 関谷 勝嗣君
国務大臣 (環境庁長官) 真鍋 賢二君

政府委員

環境庁企画調整局長 岡田 康彦君
環境庁水質保全局長 遠藤 保雄君

議員派遣中の議員

石井 道子君 山本 保君
谷本 義君

議長の報告事項

一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

石井 道子君 補欠 森田 次夫君

矢野 哲朗君 阿南 一成君

吉川 春子君 市田 忠義君

地方行政・警察委員

辞任

阿南 一成君 補欠 矢野 哲朗君

国民福祉委員

辞任

久野 恒一君 補欠 山崎 正昭君

労働・社会政策委員

辞任

森田 次夫君 補欠 石井 道子君

山崎 正昭君 久野 恒一君

市田 忠義君 吉川 春子君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を労働・社会政策委員会に付託した。

労働基準法の一部を改正する法律案(第四百十二回国会閣法第三三三三号)

同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書

去る九月三日提出し、同日議長の承認を得た。

成十年八月豪雨による被害の実情調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員(海野義孝、長谷川道郎、本岡昭次、市川一朗、田村公平、森山裕、脇雅史、藤井俊男、和田洋子、渡辺孝男、大沢辰美、大淵絹子、戸田邦司)とあるのを「海野義孝、長谷川道郎、本岡昭次、市川一朗、田村公平、森山裕、脇雅史、藤井俊男、和田洋子、渡辺孝男、大沢辰美、大淵絹子、阿曾田清」に、費用概算「二六五、二〇〇円」とあるのを「二六四、四七〇円」に変更したい。

平成十年九月七日

災害対策特別委員長 海野 義孝

参議院議長 斎藤 十朗殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

特殊法人の関連会社に関する質問主意書(山下栄一君提出)

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員照屋寛徳君及び同予備員野久光君の辞任を許可し、また、同裁判員及び同予備員を次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序を頭書のように決定した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判員職務代行及び衆議院事務総長に通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

井上 裕君 野沢 太三君 江田 五月君 千葉 景子君

同 予備員

第二順位 魚住裕一郎君 第三順位 大脇 雅子君 第四順位 渡辺 秀央君

同日本院は、裁判官訴追委員須藤良太郎君、同眞鍋賢二君、同角田義一君及び同予備員竹村泰子君の辞任を許可し、また、同委員及び同予備員を次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序を頭書のように決定し、第二順位の予備員である太田豊秋君の職務を行う順序を第一順位とし、第五順位

の予備員である阿部幸代君の職務を行う順序を第三順位とした旨本院事務総長から裁判官訴追委員に通知した。

裁判官訴追委員

成瀬 守重君 服部三男雄君 小川 敏夫君 篠瀬 進君 益田 洋介君 照屋 寛徳君 田村 秀昭君

同 予備員

第二順位 大森 礼子君 第四順位 福島 瑞穂君 第五順位 月原 茂昭君

同日本院は、皇室會議予備議員に次の者を互選し、その職務を行う順序を頭書のように決定した旨内閣に通知した。

第一順位 参議院議員 井上 裕君

同日本院は、皇室經濟會議予備議員に次の者を互選し、その職務を行う順序を頭書のように決定した旨内閣に通知した。

第一順位 参議院議員 岩崎 純三君 第二順位 同 村沢 牧君

同日本院は、檢察官適格審査会委員及び同予備員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

檢察官適格審査会委員

参議院議員 西田 吉宏君 同 吉田 之久君

同 予備委員

(西田吉宏君) 参議院議員 海老原義彦君 (吉田之久君) 同 谷本 義君

同日本院は、国土審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 青木 幹雄君 同 大島 慶久君 同 中曾根弘文君

同日本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員

青木 幹雄君 片山虎之助君 佐藤 雄平君 木庭健太郎君 岩佐 惠美君

同日本院は、北海道開発審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員

中川 義雄君(高木正明君の後任) 橋本 聖子君(岡部三郎君の後任) 小川 勝也君(加藤修一君の後任)

同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員

大野つや子君 円より子君 松 あきら君

同日議長は、国土審議会特別委員に次のとおり本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

(首都圏整備特別委員会)

上野 公成君 齋藤 勲君

(東北地方開発特別委員会)

金田 勝年君 和田 洋子君

(九州地方開発特別委員会)

松谷蒼一郎君 吉村剛太郎君 松崎 俊久君

(四国地方開発特別委員会)

塩崎 恭久君 田村 公平君 石田 美栄君

(北陸地方開発特別委員会)

石川 弘君

鹿熊 安正君

前川 忠夫君

(中国地方開発特別委員会)

加藤 紀文君

薄手 顯正君

柳田 稔君

(難島振興対策特別委員会)

景山俊太郎君

本田 良一君

風間 昶君

緒方 靖夫君

(豪雪地帯対策特別委員会)

鹿熊 安正君

峰崎 直樹君

須藤美也子君

同日議長は、社会保障制度審議会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

大島 慶久君 (佐々木満君の後任)

清水嘉与子君 (真鍋賢二君の後任)

朝日 俊弘君 (清水澄子君の後任)

渡辺 孝男君 (統訓弘君の後任)

小池 晃君 (木暮山人君の後任)

昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

阿南 一成君

森田 次夫君

足立 良平君

市田 忠義君

地方行政・警察委員

辞任

矢野 哲朗君

文教・科学委員

辞任

石田 美栄君

補欠

矢野 哲朗君

石井 道子君

石田 美栄君

林 紀子君

補欠

阿南 一成君

補欠

足立 良平君

国民福祉委員

辞任

石井 道子君

山崎 正昭君

労働・社会政策委員

辞任

久野 恒一君

山崎 正昭君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

地球温暖化対策の推進に関する法律案(第百四十二回国会閣法第一一〇号、衆議院継続審査)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件(第百四十二回国会閣法第二二二号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時避難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時避難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時避難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時避難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時避難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時避難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時避難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時避難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時避難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時避難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時避難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時避難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に対する答弁書

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)が砂漠化に対処するために国家行動計画を作成し及び実施すること、そのような取組を先進締約国、国際機関等が支援すること等について定めるものである。

我が国がこの条約を締結することは、地球環境問題に関する国際協力を一層推進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

我が国は、先進締約国として、開発途上締約国に対し資金を提供することとなる。

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承認することを議決した。

よってこれを送付する。

平成十年九月三日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約

この条約の締結国は、

砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するに当たつての最大の関心事が砂漠化及び干ばつの影響を受け又は受けるおそれのある地域の人間であることを確認し、

国及び国際機関を含む国際社会が砂漠化及び干ばつの悪影響について差し迫った懸念を有していることを考慮し、

乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半潤地域が、

総体として地球の陸地の大きな割合を占め、かつ、その多くの住民にとって居住地であり及び生計の基盤となっていることを認識し、

砂漠化及び干ばつは、世界のすべての地域がその影響を受けること及び砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和するために国際社会の共同行動が必要であることを、地球規模の問題であることを確認し、

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国が開発途上国(特に後開発途上国)に多く集中していること及びアフリカにおいてこれらの現象が特に悲惨な結果をもたらしていることに留意し、

また、砂漠化が物理的、生物学的、政治的、社会的、文化的及び経済的要素の間の複雑な相互作用によつてもたらされることに留意し、

貿易及び国際経済関係の関連の側面は、影響を受ける国が適切に砂漠化に対処する能力に影響を与えることを考慮し、

持続可能な経済成長、社会開発及び貧困の撲滅が、影響を受ける国である開発途上国(特にアフリカの開発途上国)の優先事項であり及び持続可能性という目的のために不可欠であることを認識し、

砂漠化及び干ばつが、これらと貧困、健康及び

平成十年九月九日 参議院會議録第八号

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を
求めるの件

二二

栄養の不十分な状態、食糧の安全保障の欠如等の重要な社会問題並びに移住、人の避難又は人口の変動に起因する重要な社会問題との相互関係を通じて、持続可能な開発に影響を及ぼすことに留意し、

砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することにおける国及び国際機関の過去の努力及び経験(特に一九七七年の国際連合砂漠化会議において採択された砂漠化に対処するための行動計画の実施におけるもの)の意義を評価し、

砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することにおける進展への期待が過去の努力にかかわらず満たされていないこと並びに持続可能な開発の枠組みにおいて新たなかつ一層効果的な取組方法がすべての段階で必要とされていることを認識し、

国際連合環境開発会議において採択された決定、特に砂漠化に対処するための基礎となるアジェンダ二十一及びその第十二章が有効かつ適切であることを認め、

この見地からアジェンダ二十一第三十三章第三項における先進国の約束を再確認し、
国際連合総会決議第百八十八号(第四十七回会期(特に同決議に示されているアフリカの優先、砂漠化及び干ばつに関する他のすべての関連の国際連合の決議、決定及び計画並びにアフリカその他の地域の国による関連の宣言を想起し、
環境及び開発に関するリオ宣言がその原則2において、諸国が、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、その資源を自国の環境政策及び開発政策に従って開発する主権的権利を有し並びに自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいづれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有すると規定していることを再確認し、

砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和すること当たって国の政府が決定的な役割を果たすこと並びにその対処及び緩和における進展が影響を受ける地域の現地における行動計画の実施に依存することを認め、
また、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための国際協力及び連携の重要性及び必要性を認め、
更に、影響を受ける国である開発途上国特にアフリカの開発途上国)に対し効果的な手段(特に、技術の取得の機会及び新規のかつ追加的な供与を含む相当の資金)を提供することが重要であり、かつ、そのような手段なしにはこれらの国がこの条約に基づく約束を十分に履行することが困難であることを認め、
中央アジア及びトランスコーカサスにおける影響を受ける国に対する砂漠化及び干ばつの影響についての懸念を表明し、
砂漠化又は干ばつの影響を受ける地域(特に開発途上国の農村地域)において女子の果たす重要な役割並びに砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための計画のすべての段階に男女双方が十分に参加することを確保することの重要性を強調し、
砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための計画における非政府機関その他の主要な集団の特別の役割を強調し、
砂漠化と国際社会及び国内の社会が直面する他の地球規模の環境問題との関係に留意し、
また、砂漠化に対処することにより、気候変動に関する国際連合枠組条約、生物の多様性に関する条約その他の関連する環境に関する条約の目的の達成に寄与することができることに留意し、
砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための戦略は、適正な組織的観測及び正確な科学的知識に基づくものであり、かつ、継続的に再評価が行われるときに最も効果的であると信じ、
国の計画及び優先事項の実施を容易にするための国際協力についてその効果を高め及びその調整を図ることが緊急に必要であることを認め、
砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するた

めの適切な措置を現在及び将来の世代のためにとることを決意して、
次のとおり協定した。

第一部 序

第一条 用語

この条約の適用上、

(a) 「砂漠化」とは、乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿润地域における種々の要因(気候の変動及び人間活動を含む)による土地の劣化をいう。

(b) 「砂漠化に対処する」とは、次の事項を目的とする活動であって、乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿润地域における持続可能な開発のための土地の総合的な開発の一部を成すものを行うことをいう。

(i) 土地の劣化の防止又は軽減

(ii) 部分的に劣化した土地の回復

(iii) 砂漠化した土地の再生

(c) 「干ばつ」とは、降水量が通常の記録の水準を著しく下回るときに生ずる自然発生的な現象であって、土地資源の生産体系に悪影響を及ぼす深刻な水文学的不均衡を引き起こすものをいう。

(d) 「干ばつの影響を緩和する」とは、干ばつの予測に関連しかつ干ばつに対する社会及び自然の系のぜい弱性を減少させるための活動であって、砂漠化に対処することに関連するものを行うことをいう。

(e) 「土地」とは、陸上の生物生産の系であって、土壌、植生、他の生物相並びに当該系の中で作用する生態学的及び水文学的過程から成るものをいう。

(f) 「土地の劣化」とは、乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿润地域において、土地の利用によって又は次のような過程(人間活動又は居住形態に起因するものを含む)若しくはその組合せによって天水農地、かんがい農地、放牧地、牧草地及び森林の生物学的又は経済的

な生産性及び複雑性が減少し又は失われることをいう。

(i) 風又は水により土壌が侵食されること。

(ii) 土壌の物理的、化学的若しくは生物学的又は経済的特質が損なわれること。

(iii) 自然の植生が長期的に失われること。

(g) 「乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿润地域」とは、年平均降水量の可能蒸発散量に対する割合が〇・〇五から〇・六五までの範囲内である地域(北極及び南極並びにこれらの周辺の地域を除く)をいう。

(h) 「影響を受ける地域」とは、砂漠化の影響を受け又は受けるおそれのある乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿润地域をいう。

(i) 「影響を受ける国」とは、影響を受ける地域がその国土の全部又は一部を成す国をいう。

(j) 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成され、この条約が規律する事項に関して権限を有し、かつ、その内部手続に従ってこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入が正当に委任されている機関をいう。

(k) 「先進締約国」とは、先進締約国及び先進国により構成される地域的な経済統合のための機関をいう。

第二条 目的

1 この条約は、影響を受ける地域における持続可能な開発の達成に寄与するため、アジェンダ二十一に適合する総合的な取組方法の枠組みの中で、国際協力及び連携によって支援されるすべての段階の効果的な行動により深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを目的とする。

2 1の目的の達成には、影響を受ける地域において土地の生産性の向上並びに土地及び水資源の回復、保全及び持続可能な管理に同時に焦点を合わせた長期的かつ総合的な戦略であって、

特に地域社会の段階において生活条件の改善をもたらしめる必要とする。

第三条 原則

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するため、特に次に掲げるところを指針とする。

- (a) 締約国は、砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和するための計画の立案及び実施についての決定が住民及び地域社会の参加を得て行われることを確保し並びに国及び地方の段階における行動を促進するような環境が上層で形成されることを確保すべきである。
- (b) 締約国は、国際的な連帯及び連携の精神をもって、小地域の、地域の及び国際的な段階における協力及び調整を促進し並びに必要とされる分野に資金、人的資源、組織の能力及び技術を重点的に投入すべきである。
- (c) 締約国は、影響を受ける地域における土地及び希少な水資源の性質及び価値に関するより良い理解を確立し並びにこれらの持続可能な利用に向けて努力するため、すべての段階の政府、地域社会、非政府機関及び土地所有者の間の協力を連携の精神をもって発展させるべきである。
- (d) 締約国は、影響を受ける国である開発途上締約国(特に後開発途上締約国)の特別のニーズ及び事情に十分な考慮を払うべきである。

第二部 一般規定

第四条 一般的義務

1 締約国は、すべての段階において努力を調整し及び一貫した長期的な戦略を策定する必要性に重点を置きつつ、個別に又は共同して、既存の若しくは予想される二国間若しくは多数国間の取決め又は適当な場合にはこれらの組合せによって、この条約に基づく自国の義務を履行する。

2 締約国は、この条約の目的を達成するために

次のことを行う。

- (a) 砂漠化及び干ばつの過程の物理的、生物学的及び社会経済的側面に対する総合的な取組方法を採用すること。
- (b) 持続可能な開発の促進を可能にする国際経済の環境を確立するため、影響を受ける国である開発途上締約国の国際貿易、市場取引及び債務に係る状況に対し関連の国際的及び地域的な団体において妥当な注意を払うこと。
- (c) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力に貧困の撲滅のための戦略を組み入れること。
- (d) 影響を受ける国である締約国の間で、環境保護並びに土地及び水資源の保全の分野で砂漠化及び干ばつに関連するものにおける協力を促進すること。
- (e) 小地域的、地域的及び国際的な協力を強化すること。
- (f) 関連の政府間機関において協力すること。
- (g) 適当な場合には、重複を避ける必要性に留意して制度上の仕組みを決定すること。
- (h) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するに当たり、既存の二国間及び多数国間の資金供与の仕組み及び取決めであって、影響を受ける国である開発途上締約国のために相当の資金を調達し及び供給するものが利用されることを促進すること。

3 影響を受ける国である開発途上締約国は、この条約の実施について援助を受ける資格を有する。

第五条 影響を受ける国である締約国の義務

影響を受ける国である締約国は、前条に規定する義務に加えて次のことを約束する。

- (a) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに妥当な優先順位を与え並びに自国の事情及び能力に応じて十分な資源を配分すること。

(b) 持続可能な開発のための計画又は政策の枠組みの中で、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための戦略及び優先順位を確立すること。

(c) 砂漠化の根底にある原因に取り組み、砂漠化をもたらし社会経済的要因に特別の注意を払うこと。

(d) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力において、非政府機関の支援を得て、住民(特に女子及び青少年)の意識を向上させ及びこれらの者の参加を促進すること。

(e) 既存の関連の法令を適当な場合には強化し又は関連の法令が存在しないときは新たな法律を制定することによって、並びに長期的な政策及び行動計画を確立することによって、環境を整備すること。

第六条 先進締約国の義務

先進締約国は、第四条に規定する一般的義務に加えて次のことを約束する。

(a) 影響を受ける国である開発途上締約国(特に後開発途上国及びアフリカの開発途上国)による砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力を、合意により、個別に又は共同して積極的に支援すること。

(b) 影響を受ける国である開発途上締約国(特にアフリカの開発途上締約国)が砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するために自国の長期的な計画及び戦略を効果的に策定し及び実施することを援助するため、相当の資金及び他の形態の支援を提供すること。

(c) 第二十条2(b)の規定により新規のかつ追加的な資金の調達を促進すること。

(d) 民間部門その他の非政府の資金源からの資金の調達を奨励すること。

第七条 アフリカの優先

締約国は、この条約を実施するに当たり、影響を受ける国であるアフリカ以外の地域の開発途上締約国を軽視することなく、アフリカ地域に存在する特別の状況に照らして、影響を受ける国であるアフリカの締約国を優先させる。

第八条 他の条約との関係

1 締約国は、この条約及び自国が他の関連の国際協定(特に気候変動に関する国際連合枠組条約及び生物の多様性に関する条約)の締約国である場合には当該他の関連の国際協定に基づいて行われる活動につき、努力の重複を避けつつ各協定に基づく活動から最大の利益が得られるよう、調整を奨励する。締約国は、関連の協定の目的の達成に寄与する場合には、特に研究、訓練、組織的観測並びに情報の収集及び交換の分野において、共同計画の実施を奨励する。

2 この条約の規定は、いずれかの締約国についてこの条約が効力を生ずる前に当該締約国について効力を生じた二国間の、地域的な又は国際的な協定に基づく当該締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第三部 行動計画、科学上及び技術上の協力並びに支援措置

第九節 行動計画

第九条 基本的な取組方法

1 影響を受ける国である開発途上締約国、自国に係る地域実施附属書の枠組みの中の影響を受ける国である締約国その他国家行動計画を作成する意思を常設事務局に書面により通報した影響を受ける国である締約国は、第五条の規定に基づき義務を履行するに当たり、適当な場合には、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための戦略の中心的要素として、既存の成功した関連の計画を可能な限り利用し及び基礎として国家行動計画を作成し、公表し及び実施し、並びに小地域行動計画及び地域行動計画を作成し、公表し及び実施する。行動計画について承認を

ては、現地における行動から得られた教訓及び研究の結果に基づいて、継続的な参加型の手続により更新する。国家行動計画の作成については、持続可能な開発のための国の政策を策定するために他の努力と密接に関係付ける。

2 先進締約国は、第六条の規定に基づく種々の形態による援助を提供するに当たり、影響を受ける国である開発途上締約国(特にアフリカの開発途上締約国)の国家行動計画、小地域行動計画及び地域行動計画を、合意により、直接に若しくは関連の多数国間機関を通じて又はこれら双方により、支援することを優先させる。

3 締約国は、国際連合及びその関連機関の内部機関、基金及び計画、その他の関連の政府間機関、学術機関、学際並びに非政府機関であつてその権限及び能力により協力する立場にあるものが行動計画の作成、実施及び事後措置を支援することを奨励する。

第十条 国家行動計画

1 国家行動計画は、砂漠化の要因並びに砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するために必要な実質的な措置を特定することを目的とする。

2 国家行動計画においては、政府、地域社会及び土地利用者のそれぞれの役割並びに利用可能な資源及び必要な資源を特定するものとし、特に次のことを行う。

(a) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための長期的な戦略を含めること、実施に重点を置くこと並びに当該国家行動計画を持続可能な開発のための国の政策に組み入れること。

(b) 変化する事情に応じて当該国家行動計画を修正することができるようにし並びに地方の段階において種々の社会経済的、生物学的及び地球物理学的状态に対処することができるよう当該国家行動計画を十分に弾力的なものにすること。

(c) まだ劣化しておらず又は軽微な劣化が生じているにすぎない土地のための防止措置の実施に特別の注意を払うこと。

(d) 気候学上、気象学上及び水文学上の国の能力並びに干ばつの早期警戒のための手段を向上させること。

(e) 提出者、すべての段階の政府、住民及び地域社会の間の協力及び調整を促進し並びにその進展のための制度上の枠組みを強化し並びに適当な情報及び技術の住民による取得を容易にすること。

(f) 非政府機関及び男女双方の住民、特に資源の利用者(農民及び牧畜民並びにこれらの者を代表する団体を含む)が地方、国及び地域の段階において政策の策定、意思決定並びに当該国家行動計画の実施及び検討に効果的に参加することについて定めること。

(g) 当該国家行動計画の実施についての定期的な検討及び進捗状況の報告を求めること。

3 国家行動計画には、干ばつの影響に備え及びこれを緩和するため、特に次の措置の一部又は全部を含めることができる。

(a) 早期警戒体制(地方及び国の段階における施設並びに小地域及び地域の段階における共同の体制を含む)及び環境上の要因による避難民を援助するための仕組みの確立又は適当な場合には強化

(b) 季節ごとの気候予測から多年にわたる気候予測までを考慮に入れた干ばつに対する準備及び干ばつの管理(地方、国、小地域及び地域の段階における干ばつに対する緊急時計画を含む)の強化

(c) 食糧の安全保障のための体制(貯蔵及び流通のための手段を含む)、特に農村地域におけるものの確立又は適当な場合には強化

(d) 干ばつが起りやすい地域において収入を提供し得る代替的な生計のための事業の確立

(e) 作物及び家畜のための持続可能なかんがい計画の作成

4 国家行動計画には、影響を受ける国である締約国それぞれに特有の事情及び必要を考慮の上、適当な場合には、特に、次の優先分野であつて、影響を受ける地域において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに関連し並びに影響を受ける地域の住民に関連するものの一部又は全部における措置を含める。

貧困の撲滅及び食糧の安全保障の確保を目的とする計画を強化するための代替的な生計手段の促進及び国の経済環境の改善

人口の変動

天然資源の持続可能な管理

持続可能な農業上の方式

多様なエネルギー源の開発及び効率的利用

制度上の枠組み及び法的な枠組み

評価及び組織的観測の能力(水文学上及び気象学上の業務を含む)の強化並びに能力形成、教育及び啓発

計画

第十一条 小地域行動計画及び地域行動計画

影響を受ける国である締約国は、適当な場合には、関連の地域実施附属書に従い、国家計画を調和させ及び補完し並びにその効率性を高めるために小地域行動計画又は地域行動計画を作成することを目的として協議し及び協力する。前条の規定は、小地域及び地域の計画について準用する。これらの計画には、国境を越える天然資源の持続可能な管理、科学上及び技術上の協力並びに関連の機関の強化のための合意された共同計画を含めることができる。

第十二条 国際協力

影響を受ける国である締約国は、他の締約国及び国際社会と協力して、この条約の実施を可能にする国際的な環境を確保するために協力すべきである。その協力は、技術移転、科学的な研究及び開発、情報の収集及び普及並びに資金の分野も対象とすべきである。

象とすべきである。

第十三条 行動計画の作成及び実施に対する支援

1 第九条の規定に従つて行動計画を支援する措置には、特に次のことを含める。

(a) 行動計画に予測可能性を与え、必要な長期的な計画作成を可能にするような資金協力を行うこと。

(b) 試験計画において成功した活動がある場合には、そのような活動の実施を促進するため、地方の段階における一層の支援(非政府機関を通ずるものを含む)を可能にするような協力の仕組みを設け及び利用すること。

(c) 地域社会の段階における参加型の行動に示される実験的かつ反復的な取組方法に適するよう、事業の立案、事業への資金供与及び事業の実施における弾力性を増大させること。

(d) 適当な場合には、協力及び支援計画の効率性を高めるような行政上及び予算上の手続をとること。

2 影響を受ける国である開発途上締約国に対して1に規定する支援を行うに当たっては、アフリカの締約国及び後発開発途上締約国を優先させる。

第十四条 行動計画の作成及び実施における調整

1 締約国は、行動計画の作成及び実施において、直接に又は関連の政府間機関を通じて緊密に協力する。

2 締約国は、重複を避け、参加及び取組方法を調和させ並びに援助の効果を最大にするため、先進締約国、開発途上締約国並びに関連の政府間機関及び非政府機関の間における可能な最大限度の調整を確保するための運用上の仕組み(特に国及び現地の段階におけるもの)を設ける。影響を受ける国である開発途上締約国においては、資源の効率的利用を最大にし、適切な援助を確保し並びにこの条約に基づく国家行動

計画及び優先事項の実施を容易にするため、国際協力を調整する活動が優先される。

第十五条 地域実施附屬書

行動計画に組み入れる要素については、影響を受ける国である締約国又はその存在する地域の社会経済的、地理的及び気候的要因並びに開発の段階に応じて選択し及び調整する。行動計画の作成並びに正確な焦点及び内容に関する指針であつて、特定の小地域及び地域のためのものは、地域実施附屬書に規定する。

第二節 科学上及び技術上の協力

第十八条 情報の収集、分析及び交換 締約国は、影響を受ける地域の土地の劣化の組織的観測を確保し並びに干ばつ及び砂漠化の過程及び影響をより良く理解し及び評価するため、関連の短期的及び長期的な資料及び情報の収集、分析及び交換を統合し及び調整することをそれぞれに能力に応じて合意する。その統合及び調整は、特に、望ましくない気候の変動の期間についての早期警戒体制及び事前の計画作成がすべての段階における利用者(特に住民を含む)の実際の利用に適する形態で達成されることに寄与することとなる。このため、締約国は、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 情報の収集、分析及び交換並びにすべての段階における組織的観測のための機関並びに施設間の地球規模の協力網の機能を円滑にし及び強化すること。この協力網については、特に次のことを行う。
- (i) 共通性のある基準及び体系の利用を目標とする。
- (ii) 関連の資料及び施設(遠隔地におけるものを含む)を含めること。
- (iii) 土地の劣化に関する資料を収集し、伝達し及び評価するための近代技術を利用し及び普及させること。
- (iv) 資料及び情報に係る国内、小地域及び地域のセンターと地球規模の情報源とを一層緊密に結び付けること。

域のセンターと地球規模の情報源とを一層緊密に結び付けること。

- (b) 情報の収集、分析及び交換が具体的な問題の解決に資するよう地域社会及び意思決定を行う者の必要に応じて行われ並びにそのような活動に地域社会が関与することを確保すること。
- (c) 資料及び情報(特に物理的、生物学的、社会的及び経済的指標が統合されたものを含む)の収集、分析及び交換について企画し、実施し、評価し及び資金を供与するための二国間及び多数国間の計画及び事業を支援し及び一層進展させること。
- (d) 特に関連の情報及び経験を種々の地域の対象となる集団に普及させるため、適当な政府機関及び非政府機関の専門知識を十分に利用すること。
- (e) 社会経済的資料の収集、分析及び交換並びにそのような資料と物理的及び生物学的資料との統合を十分に考慮すること。
- (f) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに関連する公に利用可能なすべての情報源から得られた情報を交換すること並びにそのような情報を十分な、自由な、かつ、速やかな利用に供すること。
- (g) 自国の法令又は政策に従うことを条件として、地方の伝統的な知識に関する情報を交換すること。その交換に当たっては、当該情報の適切な保護を確保し及び関係住民に対し、衡平の原則に基づいて、かつ、相互に合意される条件で当該情報から得られる利益の適切な還元を行う。

第十七条 研究及び開発

締約国は、自国の能力に及び、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに係る分野における技術上及び科学上の協力を適当な国内の、小地域の、地域の及び国際的な機関を通じて促進することを約束する。このため、締約国は、次の研究活動を支援する。

は、次の研究活動を支援する。

- (a) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和すること並びに生産性の向上並びに資源の持続可能な利用及び管理を達成することを目的として、砂漠化及び干ばつをもたらし過程、これらの要因(自然的なもの及び人為的なもの)の影響並びにこれらの要因の間の区別に関する知識の増進に貢献する研究活動
- (b) 十分に明確な目的にない、住民の具体的な必要に応じ及び影響を受ける地域の人々の生活水準を向上させる解決策の特定及び実施をもたらし研究活動
- (c) 地方の伝統的な知識、ノウハウ及び方式を保護し、統合し、向上させ及び確認する研究活動。この研究活動の支援に当たっては、自国の法令又は政策に従うことを条件として、当該知識を有する者が衡平の原則に基づいて、かつ、相互に合意される条件で、当該知識の商業的な利用又は当該知識から得られる技術開発から直接利益を得ることを確保すること。
- (d) 学際的なかつ参加型の社会経済的研究に特別の注意を払って、影響を受ける国である開発途上締約国(特にアフリカの開発途上締約国)における国、小地域及び地域の研究能力を開発し及び強化する研究活動。その開発及び強化には、特に研究の基盤が弱い国において地方における技能を向上させ及び適切な能力を強化することを含む。
- (e) 適当な場合には貧困、環境上の要因による移住及び砂漠化の間の関係を考慮する研究活動
- (f) 住民及び地域社会の効果的な参加により持続可能な開発のための向上した、入手可能な、かつ、利用しやすい技術を開発することを目指すとして、公私の部門における国内の、小地域の、地域の及び国際的な研究機関の間の共同の研究計画を実施することを促進する

研究活動

(g) 影響を受ける地域において人工降雨等の方法により水資源の入手の可能性を増大させる研究活動

行動計画には、特定の地域及び小地域の研究の優先順位であつて種々の地方の条件を反映するものを含めるべきである。締約国会議は、科学技術委員会の助言に基づいて研究の優先順位を定期的に検討する。

第十八条 技術の移転、取得、適応及び開発

締約国は、影響を受ける地域における持続可能な開発の達成に寄与するため、相互の合意により、かつ、自国の法令又は政策に従い、環境上適正な、経済的に実行可能な、かつ、社会的に受入れ可能な技術であつて砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和することに関連するものの移転、取得、適応及び開発についてこれらを促進し又はこれらに資金を供与し若しくはその供与を円滑にすることを約束する。そのような協力については、政府機関及び非政府機関の専門知識を十分に利用しつつ、場合に応じて二国間又は多数国間で行う。締約国は、特に次のことを行う。

- (a) 利用可能な技術に関する情報を当該技術の出所、環境上の危険性及び一般的な取得条件に関する情報と共に普及させるため、関連の既存の国内の、小地域の、地域の及び国際的な情報体系及び情報交換センターを十分に利用すること。
- (b) 特に影響を受ける国である開発途上国が住民の具体的な必要に応じた実際の利用に最も適する技術を知的所有権を保護する必要性を考慮した相互の合意による有利な条件(緩和されたかつ特恵的な条件を含む)で取得することを、当該技術の社会上、文化上、経済上及び環境上の影響に特別の注意を払って、容易にすること。

- (c) 影響を受ける国である締約国の間の技術協力を資金援助又は他の適当な方法により容易にすること。
- (d) 影響を受ける国である開発途上締約国との技術協力(適当な場合には合併事業を含む。)、特に代替的な生計を助長する部門におけるものを拡充すること。
- (e) 適切な技術、知識、ノウハウ及び方式の開発、移転、取得及び適応に資する国内市場の条件及び奨励措置(財政上のものであるか否かを問わない。)を整えるために適当な措置(知的所有権の適切かつ効果的な保護を確保するための措置を含む。)をとること。
- 2 締約国は、特に、自国の能力に応じ、かつ、自国の法令又は政策に従うことを条件として、関連の地方の伝統的な技術、知識、ノウハウ及び方式を保護し、促進し及び利用するものとし、このため、次のことを約束する。
- (a) 住民の参加を得て当該技術、知識、ノウハウ及び方式並びにこれらの利用の可能性についての目録を作成し並びに、適当な場合には、関連の政府機関及び非政府機関と協力してそのような情報を普及させること。
- (b) 当該技術、知識、ノウハウ及び方式が適切に保護され並びに衡平の原則に基づいて、かつ、相互の合意により住民がこれらの商業的な利用又はこれらから得られる技術開発から直接利益を得ることを確保すること。
- (c) 当該技術、知識、ノウハウ及び方式の改善及び普及又はこれらを基礎とする新たな技術の開発を奨励し及び積極的に支援すること。
- (d) 適当な場合には、当該技術、知識、ノウハ

- ウ及び方式を広範な利用のために適応させることを容易にし並びに、適当な場合には、これらを近代技術と統合すること。
- 第三節 支援措置
- 第十九条 能力形成、教育及び啓発
- 1 締約国は、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力において能力形成、すなわち、制度の確立、訓練並びに地方及び国の関連の能力の開発が有する重要性を認めるものとし、適当な場合には、次のことによって能力形成を促進する。
- (a) 非政府機関及び地方の機関の協力を得て、すべての段階、特に地方の段階において地方の人々(特に女子及び青少年)を十分に参加させること。
- (b) 国の段階において砂漠化及び干ばつの分野における訓練及び研究の能力を強化すること。
- (c) 関連の技術及び方法を一層効果的に普及させるために支援業務及び普及業務を確立し又は強化すること並びに天然資源の保全及び持続可能な利用のための参加型の取組方法について現地の職員及び農村の組織の構成員を訓練すること。
- (d) 可能な場合には、技術協力の計画において地方の人々の知識、ノウハウ及び方式の利用及び普及を助長すること。
- (e) 必要な場合には、関連の環境上適正な技術並びに農業及び牧畜業の伝統的な方法を近代的社会経済状況に適応させること。
- (f) 特に燃料としての木材への依存を軽減するため、代替エネルギー源(特に再生可能なエ

- ネルギー源)の利用について適当な訓練及び技術を提供すること。
- (g) 第十八条に規定するところにより、相互の合意により、影響を受ける国である開発途上締約国が情報の収集、分析及び交換の分野において計画を作成し及び実施する能力を強化するために協力すること。
- (h) 代替的な生計手段を促進する革新的な方法(新たな技能の訓練を含む。)
- (i) 意思決定を行う者及び管理者を訓練すること並びに干ばつの状況に関する早期警戒の情報及び普及及び利用並びに食糧の生産のために資料を収集し及び分析する責任を有する要員を訓練すること。
- (j) 既存の国の機関及び法的枠組みを一層効果的に運用し、必要な場合には新たな機関及び法的枠組みを設け並びに戦略的な計画作成及び管理を強化すること。
- (k) 影響を受ける国である開発途上締約国における能力形成を学習及び研究の長期的な相互作用の過程を通じて促進するための人的交流計画
- 2 影響を受ける国である開発途上締約国は、適当な場合には他の締約国並びに適当な政府機関及び非政府機関と協力して、地方及び国の段階における利用可能な能力及び制度並びにこれらを強化する可能性について学際的な検討を行う。
- 3 締約国は、砂漠化及び干ばつの原因及び影響並びにこの条約の目的を達成することの重要性について理解を促進するため、影響を受ける国である締約国及び適当な場合にはそのような締

- 約国以外の締約国において啓発及び教育のための計画を実施し及び支援するに当たり、相互に並びに適当な政府機関及び非政府機関を通じて協力する。このため、締約国は、次のことを行う。
- (a) 一般公衆に対する啓発運動を組織すること。
- (b) 公衆による関連情報の取得並びに教育及び啓発活動への広範な参加を恒常的に促進すること。
- (c) 啓発に貢献する団体の設立を奨励すること。
- (d) 教材及び啓発用資料(可能な場合には現地の言語によるもの)を作成し及び交換し、関連の教育及び啓発の計画を実施するに当たり影響を受ける国である開発途上締約国の要員を訓練するために専門家を交流させ及び派遣し並びに適当な国際機関において入手することのできる関連の教材を十分に利用すること。
- (e) 影響を受ける地域における教育上の必要を評価し、適切な学校教育課程を編成し並びに、必要に応じ、影響を受ける地域の天然資源の確認、保全、持続可能な利用及び管理に係る教育計画及び成人向けの識字計画を拡大し並びにこれらの計画に参加する機会をすべての人(特に女子)のために拡大すること。
- (f) 砂漠化及び干ばつについての啓発を教育制度に組み入れ並びに教育計画であって正規でないもの、成人向けのもの、遠隔地向けのもの及び実用的なものに組み入れるための学際的な参加型の計画を作成すること。

4 締約国会議は、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するため、教育及び訓練のための地域のセンターの間の協力網を確立し又は強化する。この協力網の調整のために設けられ又は指定される機関は、計画を調和させ及び当該計画の間の経験の交換を組織化する目的をもって、科学、技術及び管理の分野における人材を訓練し並びに、適当な場合には、影響を受ける国である締約国において教育及び訓練に責任を有する既存の機関を強化するため、この協力網を調整する。この協力網は、努力の重複を避けるため、関連の政府間機関及び非政府機関と緊密に協力する。

第二十条 資金

1 締約国は、この条約の目的の達成における資金供与の中心的な重要性にかんがみ、自国の能力を考慮の上、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための計画に対して十分な資金が利用可能となるようあらゆる努力を払う。

2 1の規定との関連において、先進締約国は、第七条の規定に従い影響を受ける国であるアフリカ以外の地域の開発途上締約国を軽視することなく影響を受ける国であるアフリカの締約国を優先させて、次のことを約束する。

(a) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための計画の実施を支援するために相当の資金(贈与及び緩和された条件による貸付けを含む)を調達すること。

(b) 十分な、適時の、かつ、予測可能な資金の調達(地球環境基金の設立文書の関連規定に従い、同基金の四の中心分野に関連する活動で砂漠化に関するものに係る合意された増加

費用に対して同基金から新規のかつ追加的な資金を供与することを含む)を促進すること。

(c) 国際協力によって技術、知識及びノウハウの移転を促進すること。

(d) 影響を受ける国である開発途上締約国と協力して、資金(基金、非政府機関及び他の民間部門の団体の資金を含む)が調達され及び供給されるための革新的な方法及び奨励措置(特に債務についてのスワップその他の影響を受ける国である開発途上締約国特にアフリカの開発途上締約国)の対外債務の負担を軽減することによって資金の調達を促進する革新的な方法)を探索すること。

3 影響を受ける国である開発途上締約国は、自国の能力を考慮の上、十分な資金を自国の国家行動計画の実施のために調達することを約束する。

4 締約国は、資金の調達に当たり、借款団、共同計画及び並行融資を利用して、国内、二国間及び多国間間のすべての資金源及び資金供与の仕組みの十分な利用及び継続的な質的改善に努め、並びに民間部門の資金源及び資金供与の仕組み(非政府機関のものを含む)を関与させるよう努める。このため、締約国は、第十四条の規定に従って設けられた運用上の仕組みを十分に利用する。

5 締約国は、影響を受ける国である開発途上締約国が砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための必要な資金を調達するために次のことを行う。

(a) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和す

るために既に配分された資金の管理を合理化し及び強化すること。その合理化及び強化については、当該資金を一層効果的かつ効率的に利用し、当該資金の配分における成功及び欠点を評価し、当該資金の効果的な利用に対する障害を除去し並びに、必要な場合には、この条約に従って採用した総合的かつ長期的な取組方法に照らして計画を変更することによって行う。

(b) 多数国間の資金供与の機関、制度及び基金(地域的な開発銀行及び開発基金を含む)の管理機関において、影響を受ける国である開発途上締約国(特にアフリカの開発途上締約国)をこの条約の実施が促進される活動(特に地域実施附属書の枠組みにおいて実施される行動計画)において支援することに對して、妥当な優先順位を与え及び妥当な注意を払うこと。

(c) 国の段階における努力を支援するために地域的及び小地域的な協力を強化することができする方法を検討すること。

6 他の締約国は、砂漠化に関する知識、ノウハウ、技術又は資金に影響を受ける国である開発途上締約国に任意に提供することを奨励される。

7 先進締約国がこの条約に基づく自国の義務(特に資金及び技術移転に係るもの)を履行することは、影響を受ける国である開発途上締約国(特にアフリカの開発途上締約国)がこの条約に基づく義務を十分に履行することを大いに援助することとなる。先進締約国は、自国の義務の履行に当たり、経済的及び社会的開発並びに貧

困の撲滅が影響を受ける国である開発途上締約国(特にアフリカの開発途上締約国)の最優先の事項であることを十分に考慮すべきである。

第二十一条 資金供与の仕組み

1 締約国会議は、影響を受ける国である開発途上締約国特にアフリカの開発途上締約国がこの条約を実施することができるよう、資金供与の仕組みが利用されることを促進し、及び当該仕組みの下で利用することのできる資金が最大となるよう奨励する。このため、締約国会議は、特に次のことを行う取組方法及び政策を採択することを検討する。

(a) この条約の関連規定に基づく活動のために国、小地域、地域及び地球規模の段階における必要な資金供与を促進すること。

(b) 前条の規定に反することなく、二以上の資金源から資金を供与するための取組方法、仕組み及び取決め並びにこれらについての評価を促進すること。

(c) 関心を有する締約国並びに関連の政府間機関及び非政府機関の間の調整を容易にするため、これらの締約国及び機関に対し、利用可能な資金源及び資金供与の形態に関する情報を定期的に提供すること。

(d) 影響を受ける国である開発途上締約国の地方の段階に資金を迅速かつ効率的に供給するため砂漠化に関する国の基金等の仕組み(非政府機関の参加を伴うものを含む)が適当な場合に確立されることを容易にすること。

(e) この条約の実施を一層効果的に支援するため、小地域及び地域の段階の既存の基金及び資金供与の仕組み、特にアフリカにおけるものを強化すること。

平成十年九月九日 参議院會議録第八号 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を
求めるの件 一八

2 締約国会議は、また、開発途上締約国がこの条約に基づく義務を履行することを可能にする活動に対し、国、小地域及び地域の段階における支援が国際連合及びその関連機関における種々の仕組み並びに多数国間の資金供与機関を通じて提供されることを奨励する。

3 影響を受ける国である開発途上締約国は、すべての利用可能な資金の効率的利用を確保するための調整を行う国の仕組みであつて国の開発計画に組み入れられるものを利用し及び、必要な場合には、確立し又は強化する。影響を受ける国である開発途上締約国は、資金を調達し、計画を作成し及び実施し並びに地方の段階における集団のための資金供与の機会を確保するに当たり、非政府機関、地方の集団及び民間部門が関与する参加型の手続も利用する。そのような行動については、援助を提供する側における改善された調整及び弾力的な計画作成によって促進することができる。

4 既存の資金供与の仕組みの效果及び効率性を高めることを目的として、贈与又は緩和された条件若しくは他の条件による相当の資金(技術移転のためのものを含む。)が影響を受ける国である開発途上締約国のために調達され及び供給されることをもたらす行動を促進するための地球機構を、この条約により設立する。地球機構は、締約国会議の管理及び指導の下に活動し、並びに締約国会議に対して責任を負う。

5 締約国会議は、第一回通常会合において地球機構を受け入れる機関を特定する。締約国会議及びその特定した機関は、地球機構が特に次のことを確保するための方法について合意する。

(a) この条約を実施するために利用可能な関連の二国間及び多数国間の協力計画を確認し及びその目録を作成すること。

(b) 締約国に対し、その要請に応じて、資金調達の革新的な方法及び資金援助の資金源について助言を与え並びに協力活動の国の段階における調整の促進について助言を与えること。

(c) 関心を有する締約国並びに関連の政府間機関及び非政府機関の間の調整を容易にするため、これらの締約国及び機関に対し、利用可能な資金源及び資金供与の形態に関する情報を提供すること。

(d) 締約国会議の第二回通常会合以降地球機構の活動について報告すること。

6 締約国会議は、第一回会合において、地球機構を受け入れる機関として締約国会議が特定したものと間で地球機構の事務的な運用のための適当な措置(可能な限り既存の予算及び人的資源を利用するもの)をとる。

7 締約国会議は、第三回通常会合において、第七条の規定を考慮の上、4の規定に従い締約国会議に対して責任を負う地球機構の政策、運用方法及び活動について検討する。締約国会議は、その検討に基づいて、適当な措置について審議し及びその措置をとる。

第四部 機関

第二十二条 締約国会議

1 この条約により締約国会議を設置する。
2 締約国会議は、この条約の最高機関である。締約国会議は、その権限の範囲内で、この条約の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。

行う。締約国会議は、特に次のことを行う。

(a) 国の、小地域の、地域の及び国際的な段階において得られた経験に照らし、科学上及び技術上の知識の進展を基礎として、この条約の実施及びその制度的な措置の機能について定期的に検討すること。

(b) 締約国が採用する措置に関する情報の交換を促進し及び円滑にし、第二十六条の規定に従って提出される情報を送付するための形式及び期限を決定し並びに報告書を検討し及びこれについて勧告すること。

(c) この条約の実施に必要な認められる補助機関を設置すること。

(d) 補助機関により提出される報告書を検討し、及び補助機関を指導すること。

(e) 締約国会議及び補助機関の手続規則及び財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択すること。

(f) 第三十条及び第三十一条の規定に従つてこの条約の改正を採択すること。

(g) 締約国会議の活動その補助機関のものを含む。このための計画及び予算を承認し並びにその活動のための資金の調達に必要な措置をとること。

(h) 適当な場合には、適当な団体又は機関(国内若しくは国際的又は政府間若しくは民間のもの)のいずれであるかを問わない。この協力を求め並びにこれらの団体又は機関の役務及びこれらの団体又は機関が提供する情報を利用すること。

(i) 努力の重複を避けつつ他の関連の条約との関係を促進し及び強化すること。

(j) その他この条約の目的の達成のために必要な任務を遂行すること。

3 締約国会議は、第一回会合において、締約国会議の手続規則をコンセンサス方式により採択する。この手続規則には、この条約において意思決定手続が定められていない事項に関する意思決定手続を含む。この手続規則には、特定の決定の採択に必要な特定の多数を含むことができる。

4 締約国会議の第一回会合は、第三十五条に規定する暫定的な事務局が招集するものとし、この条約の効力発生の日の後一年以内に開催する。第二回から第四回までの通常会合は、締約国会議が別段の決定を行わない限り、毎年開催するものとし、その後は、通常会合は、二年ごとに開催する。

5 締約国会議の特別会合は、締約国会議が通常会合において決定するとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において常設事務局がその要請を締約国に通報した後三箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

6 締約国会議は、通常会合ごとに、議長団を選出する。議長団の構成及び任務は、手続規則に定める。議長団の任命に当たっては、衡平な地理的配置を確保する必要性及び影響を受ける国である締約国(特にアフリカの締約国)が十分に代表されることを確保する必要性に妥当な考慮を払う。

7 国際連合、その専門機関及びこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであつてこの条約の締約国でないものは、締約国会議の会合にオ

プザバーとして出席することができる。この条約の対象とされている事項について能力を有する団体又は機関(国内若しくは国際の又は政府若しくは民間のものいづれであるかを問わない)であつて、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨常設事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、締約国会議が採択する手続規則に従う。

8 締約国会議は、関連の専門知識を有する適当な国の機関及び国際機関に対し第十六条(四)、第十七条(一)(c)及び第十八条(二)(b)の規定に関連する情報を提供するよう要請することができる。

第二十三条 常設事務局

1 この条約により常設事務局を設置する。

2 常設事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 締約国会議の会合及びこの条約により設置される補助機関の会合を準備すること並びに必要に応じてこれらの会合に役務を提供すること。

(b) 常設事務局に提出される報告書を取りまとめ及び送付すること。

(c) 要請に応じ、影響を受ける国である開発途上締約国(特にアフリカの開発途上締約国)がこの条約に従つて情報を取りまとめ及び送付するに当たり、当該影響を受ける国である開発途上締約国に対する支援を円滑にすること。

(d) 常設事務局の活動を他の関連の国際団体及び国際条約の事務局との間で調整すること。

(e) 締約国会議の指導の下に、常設事務局の任務の効果的な遂行のために必要な管理上及び契約上の措置をとること。

(f) この条約に基づく常設事務局の任務の遂行に関する報告書を作成し、これを締約国会議に提出すること。

(g) その他締約国会議が決定する事務局の任務を遂行すること。

3 締約国会議は、第一回会合において、常設事務局を指定し、及びその任務の遂行のための措置をとる。

第二十四条 科学技術委員会

1 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに関連する科学的及び技術的事項に関する情報及び助言を締約国会議に提供する締約国会議の補助機関として、科学技術委員会をこの条約により設置する。同委員会は、締約国会議の通常会合の際に開催され、学際的な性格を有し、及びすべての締約国による参加のために開放される。同委員会は、政府の代表者で関連の専門分野における能力を有するものにより構成する。締約国会議は、第一回会合において、同委員会の権限を決定する。

2 締約国会議は、関連の分野における専門知識及び経験を有する独立の専門家の名簿を作成し及び維持する。この名簿は、締約国から受領した書面による指名に基づき、学際的な取組方法及び広範な地理的代表的必要性を考慮して作成する。

3 締約国会議は、必要に応じ、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに関連する科学及び技術の水準に関する特定の問題について

の情報及び助言を科学技術委員会を通じて締約国会議に提供する特別の小委員会を設置することができ。特別の小委員会は、学際的な取組方法及び広範な地理的代表的必要性を考慮して、2の名簿から選ばれた専門家により構成する。当該専門家は、科学上の経歴及び現地に於ける経験を有するものとし、科学技術委員会の勧告に基づいて締約国会議が指名する。締約国会議は、特別の小委員会の付託事項及び活動の方法を決定する。

第二十五条 機関及び団体から成る協力網の形成

1 科学技術委員会は、締約国会議の監督の下に、一の協力網を構成する単位となる意思を有する既存の関連の協力網、機関及び団体を調査し及び評価するために必要な措置をとる。当該一の協力網は、この条約の実施を支援する。

2 科学技術委員会は、第十六条から第十九条までに規定する主題における必要への対処を確保するため、1に規定する調査及び評価の結果に基づき、地方、国及び他の段階における1に規定する単位から成る協力網の形成を円滑にし及び強化する方法及び手段について締約国会議に勧告する。

3 締約国会議は、2に規定する勧告を考慮して次のことを行う。

(a) 協力網の形成に最も適当な国内の、小地域の、地域の及び国際的な単位を特定し並びにこれらの単位のために運用上の手続及びその時間的枠組みを勧告すること。

(b) すべての段階において協力網の形成を円滑にし及び強化するために最も適する単位を特定すること。

第五部 手続

第二十六条 情報の送付

1 締約国は、締約国会議に対し、その通常会合における審議のために、自国がこの条約の実施のためにとった措置に関する報告書を常設事務局を通じて送付する。締約国会議は、当該報告書の提出期限及び形式を決定する。

2 影響を受ける国である締約国は、第五条の規定に従つて確立した戦略及びその実施に関する情報について記述する。

3 影響を受ける国である締約国であつて第九条から第十五条までの規定に従つて行動計画を実施するものは、当該行動計画及びその実施について詳細に記述する。

4 影響を受ける国である二以上の締約国は、小地域又は地域の段階において行動計画の枠組みの中でとった措置につき共同して情報の送付を行うことができる。

5 先進締約国は、行動計画の作成及び実施を援助するためにとった措置(自国がこの条約に基づいて供与した資金又は供与している資金に関する情報を含む。)を報告する。

6 常設事務局は、1から4までの規定に従つて送付された情報を締約国会議及び関連の補助機関に対して送付する。

7 締約国会議は、要請に応じ、影響を受ける国である開発途上締約国(特にアフリカの開発途上締約国)に対し、行動計画に関連する技術上及び資金上の必要の特定のためのみならず、この条の規定による情報の取りまとめ及び送付のためにも、技術上及び資金上の支援が提供されることを円滑にする。

第二十七条 実施に関する問題の解決のための措置

締約国会議は、この条約の実施に関して生ずる問題の解決のための手続及び制度上の仕組みについて審議し及びこれらを採用する。

第二十八条 紛争の解決

1 締約国は、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を交渉又は紛争当事国が選択するその他の平和的手段により解決する。

2 地域的な経済統合のための機関でない締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争について、同一の義務を受諾する締約国との関係において次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして認めることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。

(a) 締約国会議ができる限り速やかに採択する附属書に定める手続による仲裁

(b) 国際司法裁判所への紛争の付託

3 地域的な経済統合のための機関である締約国は、2(a)に規定する手続による仲裁に関して同様の効果を有する宣言を行うことができる。

4 2の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言に付した期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回の通告が寄託者に寄託された後三箇月が経過するまでの間、効力を有する。

5 宣言の期間の満了、宣言の撤回の通告又は新たな宣言は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所又は国際司法裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。

6 紛争当事国が2の規定に従って同一の解決手段を受け入れている場合を除くほか、いずれかの紛争当事国が他の紛争当事国に対して紛争が存在する旨の通告を行った後十二箇月以内にこれらの紛争当事国が当該紛争を解決することができなかった場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、締約国会議ができる限り速やかに採択する附属書に定める手続により調停に付される。

第二十九条 附属書の地位

1 附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。

2 締約国は、附属書の規定をこの条約に基づく自国の権利及び義務に適合するように解釈する。

第三十条 この条約の改正

1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。

2 この条約の改正は、締約国会議の通常会合において採択する。この条約の改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に常設事務局が締約国に通報する。常設事務局は、また、改正案をこの条約の署名国に通報する。

3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。採択された改正は、常設

事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者がすべての締約国に対し批准、受諾、承認又は加入のために送付する。

4 改正の批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。3の規定に従って採択された改正は、当該改正の採択の時にこの条約の締約国であった締約国の少なくとも三分の二の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者が受領した日の後九十日目の日に、当該改正を受け入れた締約国について効力を生ずる。

5 改正は、他の締約国については、当該他の締約国が当該改正の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した日の後九十日目の日に効力を生ずる。

6 この条及び次条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

第三十一条 附属書の採択及び改正

1 この条約の追加の附属書及び附属書の改正は、前条に定める条約の改正のための手続に従って提案され及び採択される。ただし、追加の地域実施附属書又は地域実施附属書の改正の採択に当たっては、同条に定める三分の二以上の多数による議決については関係の地域の出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数票を含むことを条件とする。附属書の採択又は改正については、寄託者がすべての締約国に通報する。

2 1の規定に従って採択された附属書(追加の地域実施附属書を除く)又は附属書の改正(地域実施附属書の改正を除く)は、寄託者がその採択を締約国に通報した日の後六箇月で、その

期間内に当該採択された附属書又は附属書の改正を受け入れない旨の書面による通告を寄託者に対して行った締約国を除くほか、この条約のすべての締約国について効力を生ずる。当該採択された附属書又は附属書の改正は、当該通告を撤回する締約国については、その撤回の通告を寄託者が受領した日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3 1の規定に従って採択された追加の地域実施附属書又は地域実施附属書の改正は、寄託者がその採択を締約国に通報した日の後六箇月で、次の締約国を除くほか、この条約のすべての締約国について効力を生ずる。

(a) 当該六箇月の期間内に当該採択された追加の地域実施附属書又は地域実施附属書の改正を受け入れない旨の書面による通告を寄託者に対して行った締約国。当該採択された追加の地域実施附属書又は地域実施附属書の改正は、当該通告を撤回する締約国については、その撤回の通告を寄託者が受領した日の後九十日目の日に効力を生ずる。

(b) 第三十四条4の規定に従って追加の地域実施附属書又は地域実施附属書の改正に関する宣言を行った締約国。当該採択された追加の地域実施附属書又は地域実施附属書の改正は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書をこの締約国が寄託者に寄託した日の後九十日目の日に、この締約国について効力を生ずる。

4 附属書又は附属書の改正の採択がこの条約の改正を伴うものである場合には、採択された附属書又は附属書の改正は、この条約の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第三十二条 投票権

- 1 この条約の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。
- 2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を投する権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第六部 最終規定

第三十三条 署名

この条約は、千九百九十四年十月十四日及び十五日にパリにおいて、国際連合又はその専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放される。その後は、この条約は、千九百九十五年十月十三日まで、ニュー・ヨークにある国際連合本部において署名のために開放しておく。

第三十四条 批准、受諾、承認及び加入

1 この条約は、国及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。この条約は、この条約の署名のための期間の終了の日の後は、加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

2 この条約の締約国となる地域的な経済統合のための機関で当該機関のいずれの構成国もこの条約の締約国となっていないものは、この条約に基づいてすべての義務を負う。当該機関の又は二以上の構成国がこの条約の締約国でもある場合には、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその

の構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができない。

3 地域的な経済統合のための機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に速やかに通報するものとし、寄託者は、これを締約国に通報する。

4 締約国は、自国の批准書、受諾書、承認書又は加入書において、追加の地域実施附属書又は地域実施附属書の改正がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合にのみ自国について効力を生ずる旨の宣言を行うことができる。

第三十五条 暫定的措置

第二十三条に規定する事務局の任務は、締約国会議の第一回会合が終了するまでの間、国際連合総会が千九百九十二年十二月二十二日の決議第百八十八号(第四十七回会期)によって設置した事務局が暫定的に遂行する。

第三十六条 効力発生

1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第三十七条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第三十八条 脱退

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定される日に効力を生ずる。

第三十九条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約の寄託者とする。

第四十条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十四年六月十七日にパリで作成した。

附属書I アフリカのための地域実施附属書

書

第一条 適用範囲

この附属書は、アフリカについて、その乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿润地域において砂漠

化に対処し又は干ばつの影響を緩和するため、この条約(特にその第七条の規定)に従い、各締約国との関係において適用する。

第二条 目的

この附属書は、アフリカの国、小地域及び地域の段階において、アフリカの特別の状況に照らして次のことを行うことを目的とする。

(a) この条約の関連規定に従い措置及び取決め(先進締約国が提供する援助の性質及び手続を含む。)について特定すること。

(b) アフリカに特有の状況に対応するためにこの条約の効率的かつ実質的な実施について定めること。

(c) アフリカの乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿润地域において砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和することに関連する手続及び活動を促進すること。

第三条 アフリカ地域の特別の状況

締約国は、この条約に基づく自国の義務を履行するに当たり、次のアフリカの特別の状況を考慮した基本的な取組方法をこの附属書の実施において採用する。

(a) 乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿润地域の占める割合が高いこと。

(b) 砂漠化及び深刻な干ばつの頻繁な発生によって相当数の国及び住民が悪影響を受けていること。

(c) 内陸国である影響を受ける国が多数あること。

(d) 貧困が大部分の影響を受ける国においてまん延し、影響を受ける国の中で後開発途上国が多数を占め及び影響を受ける国が開発目

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を
求めるの件

的を追求するために相当の量の外部からの援助(贈与及び緩和された条件による貸付けの形態によるもの)を必要としていること。

(e) 困難な社会経済状況が、交易条件の悪化及び変動、対外債務並びに政治上の不安定性によって深刻化し並びに国内の、地域的な及び国際的な移住を引き起こしていること。

(f) 住民がその生存を天然資源に大きく依存しており、このことが人口学的な動向及び要因がもたらす影響、ぜい弱な技術的基盤並びに持続可能な生産方式と複合して資源の深刻な劣化の一因となっていること。

(g) 制度上の枠組み及び法的な枠組み、経済基盤並びに科学上、技術上及び教育上の能力が不十分であり、相当の能力形成が必要とされていること。

(h) 砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和するための行動が、アフリカの影響を受ける国の開発の優先事項において中心的役割を占めていること。

第四条 アフリカの締約国の約束及び義務

1 アフリカの締約国は、自国の能力に応じて次のことを約束する。

(a) 砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和することを貧困を撲滅するための努力において中心的な戦略として採用すること。

(b) 相互の利益に基づく連帯及び連携の精神をもって、砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和するための計画及び活動において地域的な協力及び統合を促進すること。

(c) 砂漠化及び干ばつに関係する既存の機関を

一層効果的なものとし及び資源の一層効率的な利用を確保するため、当該既存の機関を合理化し及び強化し並びに、適当な場合には、他の既存の機関を関与させること。

(d) アフリカの締約国の間における技術、知識、ノウハウ及び方式に関する適当な情報の交換を促進すること。

(e) 砂漠化又は干ばつによって劣化した地域において干ばつの影響を緩和するための緊急時計画を作成すること。

2 影響を受ける国であるアフリカの締約国は、条約の第四条及び第五条に規定する一般的義務及び特別の義務に従って、次のことを行うよう努力する。

(a) 自国の状況及び能力に応じ並びにアフリカが砂漠化又は干ばつの現象に与えた新たな優先順位に照らして、自国の予算から資金の適当な配分を行うこと。

(b) 一層の分権化及び資源に係る権利の強化に向けて現に実施中の改革を維持し及び強化し並びに住民及び地域社会の参加を強化すること。

(c) 新規のかつ追加的な国の資金を特定し及び調達し並びに国内の資金を調達するための国の既存の能力及び制度の拡充を優先事項として行うこと。

第五条 先進締約国の約束及び義務

1 先進締約国は、条約の第四条、第八条及び第七條の規定に基づく義務を履行するに当たり、影響を受ける国であるアフリカの締約国を優先させるものとし、このこととの関連において次のことを行う。

(a) 当該アフリカの締約国が貧困の撲滅を中心的な戦略として採用していることを考慮の上、相互の合意により及び自国の政策に従い、特に、資金その他の資源の取得の機会を提供し又はその取得を円滑にすること並びに適当な環境上の技術及びノウハウの移転、適応及び取得についてこれらを促進し又はこれらに資金を供与し若しくはその供与を円滑にすることによって、当該アフリカの締約国が砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを援助すること。

(b) 砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和するため、相当の又は一層多くの資源を継続して配分すること。

(c) 当該アフリカの締約国が砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和するために自国の制度上の枠組み並びに科学的及び技術的手段を改善し並びに情報の収集及び分析並びに研究及び開発を促進することが可能となるよう自国の能力を強化することを援助すること。

2 他の締約国は、影響を受ける国であるアフリカの締約国に対して砂漠化に関連する技術、知識及びノウハウ又は資金を任意に提供することができる。当該技術、知識及びノウハウの移転は、国際協力によって円滑となる。

第六条 持続可能な開発のための戦略的な計画作成の枠組み

1 国家行動計画については、影響を受ける国であるアフリカの締約国の持続可能な開発のために国の政策を策定する一般的な手続の中心のかつ不可分の一部とする。

2 住民及び地域社会からの最大限の参加を可能にするような弾力的な計画作成により、適当な

段階の政府、住民、地域社会及び非政府機関が関与する参加型の協議手続を戦略についての指針を与えるために実施する。二国間及び多数国間の援助機関は、適当な場合には、影響を受ける国であるアフリカの締約国の要請によりこの手続に関与することができる。

第七条 行動計画の作成のための時期

アフリカの締約国は、この条約が効力を生ずるまでの間、適当な場合には国際社会の他の構成員と協力して、できる限り、国家行動計画、小地域行動計画及び地域行動計画の作成に関連するこの条約の規定を暫定的に適用する。

第八条 国家行動計画の内容

1 国家行動計画の全般的な戦略においては、条約第十条の規定に従い、影響を受ける地域における地方の段階の総合的な開発計画(参加型の仕組みに基づき、かつ、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力に貧困の撲滅のための戦略を組み入れることを基礎とするもの)に重点を置く。国家行動計画は、教育及び訓練、専門知識を有する非政府機関の動員並びに分権化された政府組織の強化に重点を置いて、地方当局の能力を強化し並びに住民、地域社会及び集団の積極的な関与を確保することを目的とする。

2 国家行動計画は、適当な場合には、次の一般的な特徴を有するものとする。

(a) 国家行動計画を作成し及び実施するに当たり、社会的、経済的及び生態学的な条件を考慮して、砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和することについての過去の経験を利用していること。

- (b) 砂漠化又は干ばつの要因、利用可能な資源及び能力並びに必要な資源及び能力を特定していること並びに砂漠化若しくは干ばつの現象に対処し又はその影響を緩和するために必要とされる適当な政策、制度上の措置その他の措置を策定していること。
- (c) 女子、農民及び牧畜民を含む住民及び地域社会の参加を拡大させていること並びにこれらの住民及び地域社会に管理のための責任を一層委任していること。
- 3 国家行動計画には、適当な場合には、次の措置を含める。
- (a) 貧困の撲滅のために経済的環境を改善するための措置
- (i) 次のことによって収入及び雇用機会特に地域社会の最も貧しい構成員のためのものを増加させる措置
- 農産物及び畜産物の市場を開発すること。
- 地方の必要に資する資金上の手段を創出すること。
- 農業の多様化を奨励し及び農業についての事業体を設立すること。
- 農業に関連する又は農業以外の形態の経済活動を発展させること。
- (ii) 次のことによって農村経済の長期的な見通しを改善する措置
- 生産的な投資の奨励措置をとり及び生産手段の取得の機会を創出すること。
- 成長を促進する価格政策、租税政策及び商慣行を確立すること。
- (iii) 土地に対する人口圧を軽減するために人

- 口政策及び移住政策を定め及び適用する措置
- (iv) 食糧の安全保障のために干ばつに強い作物の利用及び総合的な乾燥地農業の体制の利用を促進する措置
- (b) 天然資源を保全するための措置
- (i) 次のものを含む天然資源の総合的で持続可能な管理を確保する措置
- 農地及び牧草地
- 植生及び野生動物植物
- 森林
- 水資源
- 生物の多様性
- (ii) 啓発及び環境教育のための運動について訓練し及びこれらの運動を強化する措置並びに天然資源の持続可能な管理に関連する技術についての知識を普及させる措置
- (iii) 弱い天然資源に対する圧力を緩和するため、多様なエネルギー源の開発及び効率的利用、代替エネルギー源(特に太陽及び風のエネルギー並びにバイオガスの)奨励並びに関連の技術の移転、取得及び適応のための具体的な取決を確保する措置
- (c) 制度を改善するための措置
- (i) 土地利用のための計画作成に係る政策の枠組みにおいて中央政府及び地方当局の役割及び責任を定める措置
- (ii) 積極的な分権化のための政策を奨励し、管理及び意思決定の責任を地方当局に委譲し並びに地域社会による発意及び責任の負担並びに地方組織の確立を奨励する措置

- (iii) 適当な場合には、住民に対して土地に係る権利の保障を提供するため天然資源の管理に係る制度及び規制の枠組みを調整する措置
- (d) 砂漠化に関する知識を増進するための措置
- (i) 砂漠化の科学的、技術的及び社会経済的側面に関し、研究並びに情報の収集、処理及び交換を促進する措置
- (ii) 理解を増進し及び分析の結果を活用するため、研究並びに情報の収集、処理、交換及び分析における国の能力を向上させる措置
- (iii) 次のものに関する中期的及び長期的な研究を奨励する措置
- 影響を受ける地域における社会経済的及び文化的動向
- 天然資源の質的及び量的な動向
- 気候と砂漠化との間の相互作用
- (e) 干ばつの影響を監視し及び評価するための措置
- (i) 干ばつの影響を緩和するための努力において、気候の自然な変動の地域的な干ばつ及び砂漠化に対する影響を評価し又は季節ごとの気候の変動から多年にわたる気候の変動までの予測を利用するための戦略を策定する措置
- (ii) 早期警戒及び対応の能力を向上させ、緊急の救済措置及び食糧援助を効率的に管理し、食糧の備蓄及び配給の体制並びに家畜の保護の制度を改善し並びに干ばつが起りやすい地域において公共事業及び代替的な生計を改善する措置

- (iii) 資源の劣化の過程及び力学に関する信頼し得るか時宜を得た情報を提供するため生態学的な劣化を監視し及び評価する措置であって、政策の策定及び対応における改善を容易にするもの
- 第九条 国家行動計画の作成並びにその実施及び評価のための指標
- 影響を受ける国であるアフリカの締約国は、自国の国家行動計画の作成、実施及び評価を促進するための国の適当な調整機関を指定する。この機関は、第三条の規定に照らして、適当な場合には次のことを行う。
- (a) 国の段階における関係者との最初の協議に基づいて、住民及び地域社会の参加並びに地方の行政当局、先進締約国、政府間機関及び非政府機関の協力を得た地方の協議手続を開始し、行動の特定及び検討を行うこと。
- (b) 開発及び持続可能な土地利用に影響を与える制約、ニーズ及び不足を確認し及び分析し、実施中の関連の努力の十分な利用によって重複を避けるための実地的な措置を勧告し並びにその結果の実施を促進すること。
- (c) 影響を受ける地域の住民の積極的な参加を確保し、事業活動の悪影響を最小にし、必要とされる資金援助及び技術協力を特定し並びにこれらについての優先順位を決定するため、相互作用を通ずる弾力的な取組方法に基づいて事業活動を促進し及び立案すること。
- (d) 短期的、中期的及び長期的な行動から成る国家行動計画並びにその実施の評価を確保するため、数値化しかつ容易に検証することができる適切な指標を確立すること。

平成十年九月九日 参議院會議録第八号

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を
求めるの件

二四

(e) 国家行動計画の実施についての進捗状況の報告を作成すること。

第十条 小地域行動計画の組織上の枠組み

1 アフリカの締約国は、条約第四条の規定に従って、アフリカの中央部、東部、北部、南部及び西部のための小地域行動計画の作成及び実施において協力するものとし、この点に關し、関連の小地域的な政府間機関に対して次の責任を委任することができる。

(a) 小地域行動計画の作成に關する活動の中央連絡先として行動し及び小地域行動計画の実施について調整する責任

(b) 国家行動計画の作成及び実施を援助する責任

(c) 情報、経験及びノウハウの交換を円滑にし並びに国内法令の検討について助言を与える責任

(d) その他小地域行動計画の実施に關連する責任

2 小地域の専門的な機関は、それぞれの専門分野において、要請に応じて支援を提供し、又は活動の調整のための責任を引き受けることができる。

第十一条 小地域行動計画の内容及び作成

小地域行動計画においては、小地域の段階における対応に適した問題に焦点を合わせるものとし、必要に応じて、共有の天然資源を管理するための仕組みを確立する。この仕組みにおいては、砂漠化又は干ばつに關連する国境を越える問題を効果的に処理し、及び国家行動計画の調和のとれた実施のために支援を提供する。小地域行動計画の優先分野として、適当な場合には次のものに焦点を合わせる。

(a) 国境を越える天然資源の持続可能な管理のための共同計画であつて二国間及び多国間間の仕組みを通ずるもの

(b) 代替エネルギー源を開発するための計画の調整

(c) 害虫及び動植物の病気の管理及び防除における協力

(d) 小地域の段階における実施又は支援に適した能力形成、教育及び啓蒙の活動

(e) 科学上及び技術上の協力資料の収集及び評価のための協力網の形成、情報の共有並びに事業の監視を含む。特に気候学的、気象学的及び水文学的分野におけるもの並びに研究及び開発の活動における調整及び優先順位の付与

(f) 干ばつの影響を緩和するための早期警戒体制及び共同の計画作成(環境上引き起こされた移住に起因する問題に対応するための措置を含む。)

(g) 経験(特に住民及び地域社会の参加に關するもの)を共有する方法の検討並びに土地利用の管理を改善し及び適当な技術を利用することを可能にする環境の創出

(h) 小地域的な機関が技術的業務を調整し及び提供する能力の強化並びに小地域のセンター及び機関の設立、新しい方向付け及び強化

(i) 影響を受ける地域及び住民に影響を与える貿易その他の分野における政策(地域内の流通機構を調整し及び共通の経済基盤を整備するためのものを含む。の)策定

第十二条 地域行動計画の組織上の枠組み

1 アフリカの締約国は、条約第十一条の規定に従って、地域行動計画の作成及び実施のための手続を共同して決定する。

2 締約国は、関連のアフリカの地域的な機関に対し、アフリカの締約国がこの条約に基づく責任を果たすことを当該機関が援助することを可能にするために、適切な支援を提供する。

第十三条 地域行動計画の内容

地域行動計画には、適当な場合には、次の優先分野において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに關連する措置を含める。

(a) 重要な政策分野に關する地域のコンセンサスを達成するための地域的な協力の促進及び小地域行動計画の調整(小地域的な機関の間の定期的な協議を通ずるものを含む。)

(b) 地域の段階における実施に適した活動のための能力形成の促進

(c) 影響を受ける地域に影響を与える地球規模の経済的及び社会的問題についての解決策の探求であつて、条約第四条2(b)の規定を考慮して国際社会と共に行うもの

(d) アフリカの影響を受ける国である締約国及び小地域の間に及びアフリカと影響を受ける他の地域との間で情報、適当な技術、技術上のノウハウ及び関連の経験を交換することの促進、科学上及び技術上の協力(特に気候学、気象学、水文学、水資源開発及び代替エネルギー源の分野におけるもの)の促進、小地域及び地域の研究活動の調整並びに研究及び開発における地域の優先事項の確認

(e) 組織的な観測及び評価並びに情報の交換のための協力網の調整並びにその世界的な協力網への組入れ

(f) 小地域及び地域の早期警戒体制及び干ばつに対する緊急時計画の調整及び強化

第十四条 資金

1 影響を受ける国であるアフリカの締約国は、条約第二十条及び第四条2の規定に従い、資金の調達に資するマクロ経済学上の枠組みを提供するよう努力し、並びに地方の開発計画に対する資金の一層効果的な供給(適当な場合には非政府機関を通ずるものを含む。の)のための政策を策定し及び手続を定める。

2 締約国は、行動計画の実施を円滑にすることを目的として、条約第二十一条の4及び5の規定に従い、既存の資金の合理的な利用を確保し及び資金配分における過不足を確認するため、国、小地域の、地域の及び国際的な段階における資金源の目録を作成することを合意する。この目録については、定期的に検討し及び更新する。

3 先進締約国は、条約第七条の規定に反することなく、特に条約第四条2(b)の規定に従って債務、国際貿易及び市場取引に關連する事項に妥当な注意を払いつつ、第十八条に規定する連携に關する取決めに基いて、影響を受ける国であるアフリカの締約国に対し相当の資金又は一層多くの資金及び他の形態の援助を継続して配分する。

第十五条 資金供与の仕組み

1 締約国は、条約第七条の規定(影響を受ける国であるアフリカの締約国を優先させることを)

強調し及びアフリカ地域に存在する特別の状況を考慮したもの（に反することなく、特に次のことによつてアフリカにおける条約第二十一条の(d)及び(e)の規定の実施に特別の注意を払う。

(a) 地方の段階に資金を供給するため、砂漠化に関する国の基金等の仕組みが確立されることを容易にすること。

(b) 小地域及び地域の段階の既存の基金及び資金供与の仕組みを強化すること。

2 関連の地域的及び小地域的な資金供与機関（アフリカ開発銀行及びアフリカ開発基金を含む。）の管理機関の構成国である締約国は、条約の第二十条及び第二十一条の規定に反することなく、これらの機関の活動でこの附屬書の実施を推進するものに妥当な優先順位を与え及び妥当な注意を払う努力を促進する。

3 締約国は、影響を受ける国であるアフリカの締約国に対して資金を供給するための手続をできる限り簡素化する。

第十六条 技術援助及び協力

締約国は、事業及び計画の効果を高めるため、自国の能力に及び、特に次のことによつてアフリカの締約国に対する技術援助及びアフリカの締約国との協力を合理化することを約束する。

(a) 補助的な措置に係る費用（特に間接費）を制限すること。当該費用については、事業の効率を最大にするため、いかなる場合にも当該事業の総費用に対して適切に低い割合となるようにする。

(b) 当該アフリカの締約国の国内の能力を有する専門家又は必要な場合には小地域内若しくは

は地域内の能力を有する専門家の利用を事業の立案及び実施に当たつて優先させ並びに、地方に専門知識がない場合には、その蓄積を優先させること。

(c) 提供すべき技術援助を効果的に管理し及び調整し並びに効率的に利用すること。

第十七条 環境上適正な技術の移転、取得、適応及び取得の機会

締約国は、技術の移転、取得、適応及び開発に関する条約第十八条の規定の実施に当たり、科学的な研究及び開発並びに情報の収集及び普及の分野における能力形成の強化によつて、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための戦略のアフリカの締約国による実施を可能にするため、アフリカの締約国を優先させ並びに、必要に応じて、アフリカの締約国と共に新たな形態の連携及び協力を発展させることを約束する。

第十八条 調整及び連携に関する取決め

1 アフリカの締約国は、国家行動計画、小地域行動計画及び地域行動計画の作成、交渉及び実施に関する調整を行うものとし、適当な場合には、そのような過程に他の締約国並びに関連の政府間機関及び非政府機関を関与させることができる。

2 1に規定する調整は、資金上及び技術上の協力がこの条約に適合して行われることを確保すること並びに資源の利用及び管理における必要な継続性が与えられるようにすることを目的として行われる。

3 アフリカの締約国は、国、小地域及び地域の段階における協議手続を設ける。この協議手続は、次のようなものとすることができる。

(a) 国家行動計画、小地域行動計画及び地域行動計画に基づく連携に関する取決めに交渉し及び締結するための場として役立つもの

(b) (a)の計画のためのアフリカの締約国その他協議集団の構成員の貢献について定め、実施及び評価のための指標について優先順位を与え及び合意事項を確認し並びに実施のための資金上の措置を特定するもの

4 常設事務局は、アフリカの締約国の要請に応じて、条約第二十三条の規定に従い、次のことによつて、3に規定する協議手続の開始を促進することができる。

(a) 効果的な協議のための措置について他のそのような措置における経験を利用して助言を与えること。

(b) 協議のための会合又は協議手続について関連の二国間及び多数国間の機関に情報を提供し並びにこれらの機関による積極的な関与を奨励すること。

(c) 協議のための措置を確立し又は改善することとに關連する他の情報を提供すること。

5 小地域の及び地域的な調整機関は、特に次のことを行う。

(a) 連携に関する取決めについてその適切な調整を勧告すること。

(b) 合意された小地域及び地域の計画の実施について監視し、評価し及び報告すること。

(c) アフリカの締約国の間の効率的な連絡及び協力を確保するよう努力すること。

6 協議集団への参加については、適当な場合には、政府、関心を有する集団及び提出者、国際連合及びその関連機関の内部機関、基金及び計画、関連の小地域の及び地域的な機関並びに関

連の非政府機関の代表者に開放する。各協議集団への参加者は、その運営及び活動の方法を決定する。

7 先進締約国は、条約第十四条の規定に従い、

国、小地域及び地域の段階において先進締約国間の協議及び調整のための非公式の手続をその発意により設けることを奨励され、並びに影響を受ける国であるアフリカの締約国又は適当な小地域の若しくは地域的な機関の要請により、実施を円滑にするために援助の必要を評価し及びこれに対応するための国、小地域又は地域の協議手続に参加することを奨励される。

第十九条 事後措置

この附屬書については、アフリカの締約国がこの条約に従つて次のものにより事後措置をとる。

(a) 国の段階においては、第九条に規定する国の調整機関の監督の下に機能する仕組み。その構成については、影響を受ける国であるアフリカの締約国が決定すべきであり、地域社会の代表者を含める。

(b) 小地域の段階においては、学際的な科学技術協議委員会。その構成及び活動の方法については、関連の小地域のアフリカの締約国が決定する。

(c) 地域の段階においては、アフリカ経済共同体を設立する条約の関連規定に定める仕組み及びアフリカ科学技術諮問委員会

附屬書II アジアのための地域実施附屬書

第一条 目的

この附屬書は、アジア地域の特別の状況に照らして、影響を受ける国である同地域の締約国にお

いてこの条約を効果的に実施するために指針を提
供し及び措置を定めることを目的とする。

第二条 アジア地域の特別の状況

締約国は、この条約に基づく自国の義務を履行
するに当たり、適当な場合には、影響を受ける国
であるアジア地域の締約国において種々の程度で
存在する次の特別の状況を考慮する。

- (a) 影響を受ける国であるアジア地域の締約国
の領域内において砂漠化及び干ばつの影響を
受け又は受けやすい地域の占める割合が高い
こと並びにこれらの地域において気候、地
形、土地利用及び社会経済体制の多様性が存
在すること。
- (b) 生計のため天然資源に対して大きな圧力が
加わっていること。
- (c) 土地の劣化及び希少な水資源に対する圧迫
をもたらし生産体系が、まん延する貧困に直
接関係して存在すること。
- (d) 世界経済の状況及び社会問題(貧困、健康
及び栄養の不十分な状態、食糧の安全保障の
欠如、移住、避難民並びに人口の変動を含
む。)の及ぼす影響が重大であること。
- (e) 国内の砂漠化及び干ばつの問題を処理する
ための能力及び制度上の枠組みが拡充しつづ
けるが、依然として不十分であること。
- (f) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和す
ることに関連する持続可能な開発の目的を追
求するため国際協力が必要とされているこ
と。

第三条 国家行動計画の枠組み

1 国家行動計画については、影響を受ける国で
あるアジア地域の締約国の持続可能な開発のた

めの一般的な政策の不可分の一部とする。

2 影響を受ける国である締約国は、適当な場合
には、条約の第九条から第十一条までの規定に
従い、条約第十条2(f)の規定に特別の注意を
払って国家行動計画を作成する。二国間及び多
数国間の協力機関は、適当な場合には、当該締
約国の要請によりそのような作成手続に参与す
ることができる。

第四条 国家行動計画

- 1 影響を受ける国であるアジア地域の締約国
は、国家行動計画を作成し及び実施するに当た
り、自国の事情及び政策に従って、適当な場合
には、特に次のことを行うことができる。
- (a) 自国の行動計画の作成、調整及び実施に責
任を有する適当な機関を指定すること。
- (b) 地方当局並びに関連の国内の機関及び非政
府機関の協力を得て、影響を受ける住民(地
域社会を含む。)を地方の協議手続を通じて自
国の行動計画の作成、調整及び実施に参与さ
せること。
- (c) 砂漠化の原因及び影響を評価し並びに行動
のための優先分野を決定するため、影響を受
ける地域における環境の状況を調査するこ
と。
- (d) 自国の行動計画において戦略を立案し及び
活動を定めるため、影響を受ける住民の参加
を得て、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を
緩和するための過去及び現在の計画を評価す
ること。
- (e) (a)から(d)までに規定する活動から得られる
情報に基づいて技術上及び資金上の計画を作
成すること。

- (f) 自国の行動計画の実施を評価するための手
続及び基準を定め及び利用すること。
- (g) 流域の総合的な管理、土壌資源の保全並び
に水資源の増大及び効率の利用を促進するこ
と。
- (h) 砂漠化及び干ばつの起こりやすい地域にお
いて、気候学的、気象学的、水文学的及び生
物学的要因その他の関連の要因を考慮して、
情報体系、評価及び監視の体制並びに早期警
戒体制を強化し又は確立すること。
- (i) 国際協力(資金及び技術に係るものを含
む。)が関係する場合には、連携の精神をもっ
て、自国の行動計画の支援のための適当な仕
組みを設けること。

2 国家行動計画の全般的な戦略においては、条
約第十条の規定に従い、影響を受ける地域にお
ける地方の段階の総合的な開発計画(参加型の
仕組みに基づき、かつ、砂漠化に対処し及び干
ばつの影響を緩和するための努力に貧困の撲滅
のための戦略を組み入れることを基礎とするも
の。)に重点を置く。行動計画においては、第二
条(a)に規定するアジア地域における影響を受け
る地域の多様性を考慮した優先分野ごとに、部
門別の措置を定める。

第五条 小地域行動計画及び共同行動計

画

1 影響を受ける国であるアジアの締約国は、条
約第十一条の規定に従い、国家行動計画を補完
し及びその実施の効果を高めることを目的とし
て、適当な場合には、小地域行動計画又は共同
行動計画を作成し及び実施するために他の締約
国と協議し及び協力することを相互に合意する

ことができる。いずれの場合にも、関係締約国
は、小地域の機関(二国間又は国の機関を含む。)
又は専門的な機関に対し計画の作成、調整及び
実施に関連する責任を委任することを共同して
合意することができる。これらの機関は、条約
の第十六条から第十八条までの規定に基づく行
動を促進し及び調整するための中央連絡先とし
ても行動することができる。

2 影響を受ける国であるアジア地域の締約国
は、小地域行動計画又は共同行動計画を作成し
及び実施するに当たって、適当な場合には、特
に次のことを行う。

- (a) 国内の機関と協力して、砂漠化に対処し及
び干ばつの影響を緩和することに関連する優
先事項であってこれらの行動計画によって実
現することが適当なものを確認し並びにこれ
らの行動計画を通じて効果的に実施すること
ができる関連の活動を特定すること。
- (b) 地域、小地域及び国内の関連の機関の能力
及び活動を評価すること。
- (c) 地域又は小地域の全部又は一部の締約国の
間における砂漠化及び干ばつに関連する既存
の計画並びにその国家行動計画との関係を評
価すること。
- (d) 国際協力(資金及び技術に係るものを含
む。)が関係する場合には、連携の精神をもっ
て、自国の行動計画の支援のための適当な二
国間又は多数国間の仕組みを設けること。

3 小地域行動計画又は共同行動計画には、国境
を越える天然資源の持続可能な管理のための砂
漠化に関連する合意された共同計画、能力形成
の分野における調整その他の活動についての優

先順位、科学上及び技術上の協力(特に干ばつに対する早期警戒体制及び情報の共有)並びに関連の小地帯的な機関その他の機関を強化するための手段を含めることができる。

第六条 地域の活動

小地域行動計画又は共同行動計画を促進するためのアジア地域の活動には、特に、国、小地域及び地域の段階における調整及び協力のための機関及び仕組みを強化し並びに条約の第十六条から第十九条までの規定の実施を促進するための措置を含めることができるものとし、また、次のことを含めることができる。

- (a) 技術協力のための協力網を促進し及び強化すること。
- (b) 技術、知識、ノウハウ、方式並びに地方の伝統的な技術及びノウハウの目録を作成し並びにこれらの普及及び利用を促進すること。
- (c) 必要とされる技術移転を評価し並びに技術の適応及び利用を促進すること。
- (d) 訓練、研究及び開発を強化し並びに人的資源の開発のための体制を整備しつつ、啓発計画を奨励し及びすべての段階における能力形成を促進すること。

第七条 資金及び資金供与の仕組み

1 締約国は、アジア地域において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することが重要であることにかんがみ、条約の第二十条及び第二十一条の規定に従って、相当の資金の調達を促進し及び資金供与の仕組みが利用されることを促進する。

2 影響を受ける国であるアジア地域の締約国

は、この条約に従い、次条に規定する調整のための仕組みにより、個別に又は共同して、自国の開発政策に従って次のことを行う。

- (a) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための行動において具体的な成果を達成するため、公的な及び民間の投資を通じて資金を供給する仕組みを合理化し及び強化するための措置をとること。
- (b) 自国の努力を支援するために必要とされる国際協力(特に資金上及び技術上のもの)を特定すること。
- (c) この条約の実施を確保するため、二国間又は多数国間の資金協力のための機関による参加を促進すること。

3 締約国は、影響を受ける国であるアジア地域の締約国に対して資金を供給するための手続をできる限り簡素化する。

第八条 協力及び調整のための仕組み

- 1 アジア地域の影響を受ける国である締約国及び他の締約国は、適当な場合には、特に次の目的のための仕組みを設けることができるものとし、この場合において、当該影響を受ける国である締約国は、第四条1(a)の規定に従って指定する適当な機関を通じて行動することができ。
- (a) 情報、経験、知識及びノウハウの交換
- (b) 小地域及び地域の段階における行動(二国間及び多数国間の措置を含む)に関する協力及び調整
- (c) 第五条から第七条までの規定による科学上、技術上及び資金上の協力の促進
- (d) 必要とされる外部との協力の特定

(e) 行動計画の実施に関する事後措置及び評価

2 アジア地域の影響を受ける国である締約国及び他の締約国は、適当な場合には、国家行動計画、小地域行動計画及び共同行動計画に関する協議及び調整を行うことができるものとし、この場合において、当該影響を受ける国である締約国は、第四条1(a)の規定に従って指定する適当な機関を通じて行動することができ。これらの締約国は、適当な場合には、その他の締約国並びに関連の政府間機関及び非政府機関をそのような過程に参与させることができる。当該調整においては、特に、条約の第二十条及び第二十一条の規定に従って国際協力が提供される機会について合意し、技術協力を促進し並びに資源をその効果的な利用のために供給することに努める。

3 影響を受ける国であるアジア地域の締約国は、調整のための定期的な会合を開催するものとし、常設事務局は、当該締約国の要請に応じて、条約第二十三条の規定に従い、次のことにより、当該会合の招集を促進することができ。

- (a) 効果的な調整のための措置について他のそのような措置における経験を利用して助言を与えること。
- (b) 調整のための会合について関連の二国間及び多数国間の機関に情報を提供し並びにこれらの機関による積極的な関与を奨励すること。
- (c) 調整のための手続を確立し又は改善することとに関連する他の情報を提供すること。

附属書Ⅲ ラテン・アメリカ及びカリブのための地域実施附属書

第一条 目的

この附属書は、ラテン・アメリカ及びカリブの地域の特別の状況に照らして、同地域においてこの条約を実施するために一般的な指針を提供することを目的とする。

第二条 ラテン・アメリカ及びカリブの地域の特別の状況

締約国は、この条約に従って、ラテン・アメリカ及びカリブの地域の次の特別の状況を考慮する。

- (a) 砂漠化又は干ばつによって深刻な影響を受けやすかつ受けてきた広大な区域が存在し、当該区域においては、砂漠化又は干ばつが生ずる場所に応じて多様な特質を観察することができること。そのような累積かつ激化する過程は、社会上、文化上、経済上及び環境上の悪影響を及ぼしており、これらの悪影響は、同地域に生物の多様性に係る世界最大の資源の一つが存在することからなお一層深刻である。
- (b) 物理的、生物学的、政治的、社会的、文化的及び経済的要因(対外債務、交易条件の悪化、農産物、水産物及び林産物の市場に影響を与える貿易慣行等の国際経済上の要因を含む)の間の複雑な相互作用の結果として、影響を受ける地域において持続可能でない開発の方式が頻りに利用されていること。
- (c) 砂漠化及び干ばつの主要な影響として、生態系の生産性が急激に低下し、このことが農業、牧畜業及び林業における生産量の減少並

びに生物の多様性の喪失の形で現れていること。社会的には、その結果として、貧困化、移住、国内の人口の移動及び生活の質の低下がもたらされている。このため、同地域においては、各国の環境上、経済上及び社会上的状況に適する形態の持続可能な開発を促進することにより砂漠化及び干ばつの問題に対する総合的な取組方法を採用する必要がある。

第三条 行動計画

1 影響を受ける国であるラテン・アメリカ及びカリブの地域の締約国は、この条約(特にその第九条から第十一条までの規定)及び自国の開発政策に従い、適当な場合には、持続可能な開発のための自国の政策の不可分の一部として砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するため国家行動計画を作成し及び実施する。小地域及び地域の計画については、ラテン・アメリカ及びカリブの地域の必要に応じて作成し及び実施することができる。

2 影響を受ける国であるラテン・アメリカ及びカリブの地域の締約国は、国家行動計画の作成に当たって条約第十条2(f)の規定に特別の注意を払う。

第四条 国家行動計画の内容

影響を受ける国であるラテン・アメリカ及びカリブの地域の締約国は、砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和する行動のための国の戦略を条約第五条の規定に従って策定するに当たり、自国の状況に照らして、特に次の事項を考慮することができる。

(a) 能力の向上、教育、啓発、科学上及び技術上の協力、資金並びに資金供与の仕組み

(b) 貧困の撲滅及び人の生活の質の改善
(c) 食糧の安全保障を達成し並びに農業、家畜類の飼育、林業及び多目的の活動について持続可能な開発及び管理を達成すること。
(d) 天然資源の持続可能な管理(特に流域の合理的な管理)
(e) 高地における天然資源の持続可能な管理
(f) 土壌資源の合理的な管理及び保全並びに水資源の開発及び効率的利用
(g) 干ばつの影響を緩和するための緊急時計画の作成及び適用
(h) 砂漠化及び干ばつの起こりやすい地域において、気候学的、気象学的、水文学的、生物学的、土壌学的、経済的及び社会的要因を考慮して、情報体系、評価及び監視の体制並びに早期警戒体制を強化し又は確立すること。
(i) 多様なエネルギー源の開発、管理及び効率的利用(代替エネルギー源の促進を含む)。
(j) 生物の多様性に関する条約に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用
(k) 砂漠化及び干ばつに関連する人口学的な側面についての検討

(l) この条約の適用を可能にする制度上の枠組み及び法的な枠組みであって、特に砂漠化及び干ばつに関連する行政上の構造及び機能の分離化を目的とするものを、影響を受ける地域社会及び社会一般の参加を得て確立し又は強化すること。

第五条 科学上及び技術上の協力

影響を受ける国であるラテン・アメリカ及びカリブの地域の締約国は、この条約(特にその第十

六条から第十八条までの規定)に従い、第七条に規定する調整のための仕組みにより、個別に又は共同して次のことを行う。

(a) 技術協力のための協力網並びに国内、小地域及び地域の情報体系を強化し並びに、適当な場合には、これらを世界的な情報源に組み入れることを促進すること。
(b) 利用可能な技術及びノウハウの目録を作成し並びにこれらの普及及び利用を促進すること。
(c) 条約第十八条2(b)の規定に従って伝統的な技術、知識、ノウハウ及び方式の利用を促進すること。

(d) 必要とされる技術移転を特定すること。
(e) 既存の及び新たな環境上適正な関連の技術の開発、適応、採用及び移転を促進すること。

第六条 資金及び資金供与の仕組み

影響を受ける国であるラテン・アメリカ及びカリブの地域の締約国は、この条約(特にその第二十条及び第二十一条の規定)に従い、次条に規定する調整のための仕組みにより、個別に又は共同して、自国の開発政策に従って次のことを行う。

(a) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための行動において具体的な成果を達成するため、公的な及び民間の投資を通じて資金を供給する仕組みを合理化し及び強化するための措置をとること。
(b) 自国の努力を支援するために必要とされる国際協力を特定すること。

(c) この条約の実施を確保するため、二国間又は多数国間の資金協力のための機関による参加を促進すること。

第七条 制度上の枠組み

1 影響を受ける国であるラテン・アメリカ及びカリブの地域の締約国は、この附属書を実施するために次のことを行う。

(a) 砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和するための行動を調整するため、国の中央連絡先を確立し又は強化すること。
(b) 次の目的のため、国の中央連絡先の間の調整のための仕組みを設けること。

(i) 情報及び経験の交換
(ii) 小地域及び地域の段階における活動の調整
(iii) 科学上、技術上及び資金上の協力の促進
(iv) 必要とされる外部との協力の特定
(v) 行動計画の実施に関する事後措置及び評価

2 影響を受ける国であるラテン・アメリカ及びカリブの地域の締約国は、調整のための定期的な会合を開催するものとし、常設事務局は、当該締約国の要請に応じ、条約第二十三条の規定に従い、次のことによって、当該会合の招集を促進することができる。

(a) 効果的な調整のための措置について他のそのような措置における経験を利用して助言を与えること。
(b) 調整のための会合について関連の二国間及び多数国間の機関に情報を提供し並びにこれらの機関による積極的な関与を奨励すること。

(c) 調整のための手続を確立し又は改善することに関連する他の情報を提供すること。

附屬書IV 地中海北部のための地域実施附

第一章 目的

この附屬書は、地中海北部地域の特別の状況に照らして、影響を受ける国である同地域の締約国においてこの条約を効果的に実施するために必要な指針を提供し及び措置を定めることを目的とする。

第二条 地中海北部地域の特別の状況

第一条に規定する地中海北部地域の特別の状況には、次のことを含む。

- (a) 半乾燥の気候条件が広大な地域に影響を与えており、季節的に干ばつが発生し、降雨量が極めて大きく変動し及び突然のかつ激しい降雨があること。
- (b) 土壌が堅い表面を形成しやすく、やせており、かつ、極めて侵食されやすいこと。
- (c) 起伏が一定せず、傾斜が急であり及び地形が極めて多様であること。
- (d) 頻繁な火災により森林が広範囲にわたって失われていること。
- (e) 伝統的な農業が危機的な状況（土地が放棄され並びに土壌及び水の保全のための構造物が損壊することに伴うもの）にあること。
- (f) 深刻な環境上の損害（帯水層の化学的汚染、塩類化及び枯渇を含む。）をもたらす持続可能な水資源の開発が行われていること。
- (g) 都市の発展、産業活動、観光及びかんがい農業の結果として沿岸地域に経済活動が集中していること。

第三条 持続可能な開発のための戦略的な計画作成の枠組み

1 国家行動計画については、影響を受ける国である地中海北部地域の締約国の持続可能な開発のための戦略的な計画作成の枠組みの中心なかつ不可分の一部とする。

2 条約第十条(1)の規定に従って地方の最大限の参加を可能にするような弾力的な計画作成により、適当な段階の政府、地域社会及び非政府機関が関与する参加型の協議手続を戦略についての指針を与えるために実施する。

第四条 国家行動計画の作成の義務及び時期

影響を受ける国である地中海北部地域の締約国は、国家行動計画及び適当な場合には小地域行動計画、地域行動計画又は共同行動計画を作成する。これらの計画の作成は、できる限り速やかに終了させる。

第五条 国家行動計画の作成及び実施

影響を受ける国である地中海北部地域の締約国は、国家行動計画を作成し及び実施するに当たり、条約の第九条及び第十条の規定に従って、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 自国の計画の作成、調整及び実施に責任を有する適当な機関を指定すること。
- (b) 地方当局及び関連の非政府機関の協力を得て、影響を受ける住民、地域社会を含む。）を地方の協議手続を通じて計画の作成、調整及び実施に関与させること。
- (c) 砂漠化の原因及び影響を評価し並びに行動のための優先分野を決定するため、影響を受ける地域における環境の状況を調査すること。

ける地域における環境の状況を調査すること。

(d) 行動計画において戦略を立案し及び活動を定めるため、影響を受ける住民の参加を得て過去及び現在の計画を評価すること。

(e) (a)から(d)までに規定する活動から得られる情報に基づいて技術上及び資金上の計画を作成すること。

(f) 計画の実施を監視し及び評価するための手続及び基準を定め及び利用すること。

第六条 国家行動計画の内容

影響を受ける国である地中海北部地域の締約国は、次のものに関連する措置を自国の国家行動計画に含めることができる。

- (a) 立法、制度及び行政の分野
- (b) 土地利用の形態、水資源の管理、土壌の保全、林業、農業活動並びに牧草地及び放牧地の管理
- (c) 野生動物植物及び他の形態の生物の多様性の管理及び保全
- (d) 森林火災からの保護
- (e) 代替的な生計手段の促進
- (f) 研究、訓練及び啓発

第七条 小地域行動計画、地域行動計画及び共同行動計画

1 影響を受ける国である地中海北部地域の締約国は、条約第十一条の規定に従い、国家行動計画を補充し及びその効率性を高めることを目的として、小地域行動計画又は地域行動計画を作成し及び実施することができる。影響を受ける国である二以上の地中海北部地域の締約国は、同様の目的のために当該締約国の間において共同行動計画を作成することを合意することができる。

同行動計画を作成することを合意することができる。

2 前二条の規定は、小地域行動計画、地域行動計画及び共同行動計画の作成及び実施について準用する。これらの行動計画には、影響を受ける地域における特定の生態系に関する研究及び開発の活動も含めることができる。

3 影響を受ける国である地中海北部地域の締約国は、小地域行動計画、地域行動計画及び共同行動計画を作成し及び実施するに当たって、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 国内の機関と協力して、これらの行動計画によって実現することが適当な砂漠化に関連する国の目的を確認し及びこれらの行動計画を通じて効果的に実施することができる関連の活動を特定すること。
- (b) 地域、小地域及び国内の関連の機関の能力及び活動を評価すること。
- (c) 地中海北部地域の締約国の間における砂漠化に関連する既存の計画及びその国家行動計画との関係を評価すること。

第八条 小地域行動計画、地域行動計画及び共同行動計画の調整

小地域行動計画、地域行動計画又は共同行動計画を作成する影響を受ける国である締約国は、当該締約国の代表者により構成される調整のための委員会（砂漠化に対処することにおける進捗状況を検討し、国家行動計画を調和させ、小地域行動計画、地域行動計画又は共同行動計画の作成及び実施の種々の段階において勧告を行い並びに条約の第十八条から第十九条までの規定に基づく技術協力の促進及び調整のための中央連絡先として行

動するものを設置することができる。

第九条 資金援助を受ける資格

影響を受ける国である地中海北部地域の先進締約国は、国家行動計画、小地域行動計画、地域行動計画及び共同行動計画を実施するに当たって、この条約に基づく資金援助を受ける資格を有しない。

第十条 他的小地域及び地域との調整

地中海北部地域の小地域行動計画、地域行動計画及び共同行動計画については、他的小地域又は地域(特にアフリカ北部の小地域)と協力して作成し及び実施することができる。

投票者氏名

日程第一 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件(第四百十二回国会内閣提出、第四百十三回国会衆議院送付)

賛成者氏名

二二一名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 井上 裕君
石川 弘君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君

加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 久野 恒一君
倉田 寛之君 小山 孝雄君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉与子君
塩崎 恭久君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君
谷川 秀善君 常田 享詳君
中川 義雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 越君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
畑 恵君 林 芳正君
日出 英輔君 平田 耕一君
真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 溝手 顯正君
村上 正邦君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君

矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 正昭君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
今泉 昭君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 勝也君
小川 敏夫君 岡崎トミ子君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 亘君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
興石 東君 佐藤 泰介君
櫻井 充君 笹野 貞子君
高嶋 良充君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 長谷川 清君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君
本田 良一君 松田 岩夫君
円より子君 本岡 昭次君
篠瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 吉田 之久君
和田 洋子君 薬科 満治君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 純君
木庭健太郎君 沢 たまき君

高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 浜田卓二郎君
日笠 勝之君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
渡辺 孝男君 阿部 幸代君
井上 美代君 池田 幹幸君
市田 忠義君 岩佐 惠美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
笠井 亮君 小池 晃君
小泉 親司君 須藤美也子君
立木 洋君 富樫 練三君
西山登紀子君 橋本 敦君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君
大淵 絹子君 梶原 敬義君
日下部徳代子君 清水 澄子君
照屋 寛徳君 田 英夫君
福島 瑞穂君 洲上 貞雄君
三重野栄子君 山本 正和君
阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 扇 千景君
田村 秀昭君 高橋 令則君
月原 茂昭君 鶴保 庸介君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
星野 明市君 渡辺 秀央君
石井 一二君 佐藤 道夫君
西川きよし君 奥村 展三君
堂本 晴子君 水野 誠一君
岩瀬 良三君 菅川 健二君

反対者氏名

山崎 力君 岩本 莊太君
椎名 素夫君 曾野 久光君
高橋紀世子君 中村 敦夫君
松岡満壽男君

○名

戦時遭難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十年八月十二日

参議院議長 斎藤 十朗殿 照屋 寛徳

戦時遭難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問主意書

一九四四年八月二十二日、学童疎開船・対馬丸は、トカラ列島悪石島沖で米潜水艦の魚雷攻撃を受け沈没し、学童ら乗客及び乗組員千五百八人が犠牲となった。対馬丸遭難の惨劇の悪夢から五十四回目の夏を迎えんとする今日、犠牲者の遺骨は船体とともに海の底に眠ったままである。

戦時遭難船舶遺族会(島袋林功会長代行)の資料によると、対馬丸を含め嘉義丸、赤城丸、湖南丸等戦時遭難船舶は二十六隻、犠牲者は三千四百二十七人となっている。以下「戦時遭難船舶」と言う場合は、太平洋戦争中に米軍の攻撃を受けて沖縄近海等で遭難した船舶を呼ぶこととする。

戦時遭難船舶は、①南洋群島から本邦へ引き上げる船舶、②沖縄から南九州や台湾へ向かう疎開

船、③本土から沖縄への帰郷者を乗せ航路の途中で遭難した輸送船の三つに大別される。

この戦時遭難船舶による犠牲の真相について、本年六月二十三日に行われた戦時遭難船舶慰霊祭で採択された内閣総理大臣宛の要請決議は、次のように指摘する。

「沖縄・本土間の定期航路では客船六隻で犠牲になった県民は二千六百五十三人、沖縄から本土への強制疎開、沖縄から本土の軍需工場へ赴く徴用工及び女子挺身隊であります。本土から沖縄への犠牲者の多くは、阪神方面で働いていた県民が召集令状を受けて、自宅から出征しようとする途中に犠牲になりました。少年航空兵も定期客船に便乗して犠牲になっていました。南洋諸島からは十六隻、七百六十三人が、戦争遂行のため足手まといになるとして沖縄や本土に強制送還される途上、老若男女が犠牲になりました。これらの船舶は、すべて船舶運営会の使用船であり、国の徴用船でありました。戦時中、本土・沖縄間の定期航路の客船は単独航行は行われず、常時軍人輸送船などと船団を組んでの航行でありました。そのため、定期航路の客船は米潜水艦の標的になり、非戦闘員であった県民多数が犠牲になりました。」

右要請決議の指摘は、正鵠を得たものと考えられる。戦時遭難船舶犠牲者は、被害の特殊性等に照らし、国が戦争を遂行する過程で強い「特別の犠牲」であり、その遺族等に対しては、国の責任において現行法令上、または新規特別立法等の措置により、十分な補償がなされるべきものと思慮する。

よって、次の点について質問する。

一、本年三月七日、対馬丸の洋上慰霊祭が行われ

たが、この慰霊祭には船の定員との関係で、多くの遺族が参加できなかった。小泉純一郎厚生大臣(当時)は、本年三月二十四日の参議院予算委員会における私の質疑に対し、「この遺族のご希望が強いので、できれば今年中に二回目の洋上慰霊祭を行いたい」と答弁している。対馬丸の第二回洋上慰霊祭はいつ行うのか、また、その規模を明らかにされたい。

二、対馬丸のご遺族は、犠牲者の遺骨収集を強く希望している。政府は、対馬丸の船体引き揚げと遺骨収集について技術的な検討をしたことがあるか。検討したならその内容を明らかにされたい。また、検討していないなら船体工学、海洋工学、気象学等の専門分野の調査・検討を速やかに行うべきであると考え、所信を明らかにされたい。

三、嘉義丸、赤城丸、湖南丸等の戦時遭難船舶二十六隻の沈没地点を示されたい。

四、対馬丸以外の戦時遭難船舶の犠牲者について、洋上慰霊祭の開催、その他の慰霊事業等を実施すべきと考えるが、所信を明らかにされたい。

五、去る大戦で、わが国において唯一地上戦が戦われた沖縄では、二十万人余の尊い命が犠牲になった。沖縄戦で犠牲になった県民に対しては、厚生省による遺骨収集、遺族補償についても、六歳未満の戦没協力者に対する援護法の適用拡大等によって戦後処理は相当進展したが、戦時遭難船舶によって犠牲になった人々に対する補償等の戦後処理は進んでいない。戦時遭難船舶犠牲者に対する補償について、「対馬丸方式」による遺族補償をすべきと考えるが、政府

の見解を示されたい。
右質問する。

平成十年九月八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員照屋寛徳君提出戦時遭難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出戦時遭難船舶犠牲者の洋上慰霊祭・遺族補償等に関する質問に對する答弁書

一について

お尋ねの二回目の洋上慰霊祭については、本年中に実施することとし、台風を避け、できるだけ天候の安定した波の穏やかな時期を選び、その規模については本年三月に実施した対馬丸沈没海域における洋上慰霊と同程度とすることを検討しているところであり、具体的な時期及び規模については、今後速やかに決定してまいりたい。

二について

沈没艦船内の遺骨収集については、遺骨が目にはさらされていて遺骨の尊厳が損なわれるような特別な状況にあり、かつ、その沈没艦船内の遺骨収集が技術的にも可能な場合に限り、これをを行うこととしている。対馬丸については、水深約八百七十メートルの深海にあるため遺骨が目にはさらされておらず、遺骨収集を行う場合には当たらないと考えている。したがって、現在まで対馬丸の船体引き揚げ及び遺骨収集の技

術的な可能性について個別に精査したことはない。

しかしながら、対馬丸については、その遭難が沖縄戦が目前に迫った時期に政府の軍事政策に協力するという形で学童疎開が行われた途中に生じたという特別の事情があり、また、昨年、沖縄開発庁長官から沈没位置確認についての要請が関係省庁に対してなされ、その正確な沈没地点が特定されたこと等の経緯にかんがみ、船体引揚げの技術的な可能性については、今後、沖縄開発庁において、各分野の専門家による調査検討を行うこととしている。

三について

お尋ねの戦時遭難船舶遭難族会の資料「沖縄関係戦時遭難船舶一覧表」に掲げられた戦時遭難船舶二十六隻のうち、対馬丸の沈没地点は、北緯二十九度三十一・九三分、東経百二十九度三十二・九〇分であり、その他の二十五隻の正確な沈没地点については、把握していない。

四について

沈没船舶に係る洋上慰霊については、海域ごととその海域で亡くなられた方々を対象としてこれを行ってきたところであるが、対馬丸については、その遭難が沖縄戦が目前に迫った時期に政府の軍事政策に協力するという形で学童疎開が行われた途中に生じたという特別の事情があり、また、二についてで述べたようにその正確な沈没地点が昨年特定されたこと等の経緯にかんがみ、その沈没地点において洋上慰霊を行ったところである。他の戦時遭難船舶については、既に過去に洋上慰霊の対象となったものもあると考えられるが、今後関係遭難の要望等

を踏まえながら、海域ごとに行う方式による洋上慰霊の実施を検討してまいりたい。

五について

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)は、国家補償の精神に基づき、国と雇用関係又は雇用類似の関係にあった軍人等が戦争公務により死亡又は障害の状態になった場合に、当該戦傷病者や戦没者遺族等に対し年金等を支給することを規定している。沖縄戦においては、我が国で唯一民間人を巻き込んだ地上戦が行われ、その際、民間人が軍の要請により戦闘に参加したことから、これらの者は同法第二条第三項第二号の戦闘参加者として同法に基づく年金給付等(以下「年金給付等」という。)の対象とされているところであるが、御指摘の戦時遭難船舶犠牲者については、このような事情がないことから、年金給付等の支給対象とはされていないものである。

また、対馬丸遭難学童遺族特別支出金の支給は、沖縄戦が目前に迫った時期に政府の軍事政策に協力するという形で対馬丸による学童疎開が行われ、その途中で遭難したという特別の事情を考慮して、このような特別な状況下で死亡した対馬丸遭難学童の遺族に対し、国として申意を表す措置として支給しているものであるが、御指摘の戦時遭難船舶犠牲者については、対馬丸遭難学童を除き、特別支出金を支給すべき特別の事情はないものと考えている。